# au損保の現状2012

au Insurance Disclosure

# トップメッセージ

平素は、皆様にはau損保をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

弊社は、2011年5月25日、KDDI(株)のモバイルコンテンツ開発力・マーケティング手法と、あいおいニッセイ同和損害保険(株)の保険インフラ・商品開発力を融合し、モバイル端末から「いつでも・どこでも・手軽に」利用できる、新たなコンセプトの損害保険会社として営業を開始し、お陰様で1周年を迎えることができました。

開業以来、傷害保険・旅行保険の分野では、お客様のライフスタイルやニーズに対応した種々の保険商品をご提供いたしますとともに、近年、社会的関心が高まる自転車事故に着目し、自転車保険ラインアップの拡充を進めてまいりました。同時に弊社では、“自転車のマナーを守る”、“自転車の事故を無くす”ことを広く訴える「スマートサイクリングプロジェクト」を開始し、様々な活動展開を行っております。また、KDDIのauブランド商品やユーザーサービスと連動したビジネスも積極的に推進しております。

一方、常日頃より、「お客様の声」を真摯に受け止め、弊社の業務品質とお客様への利便性の向上に努めております。

これからも、弊社は、ベンチャー企業・モバイル企業として、お客様や社会のニーズをとらえた独自の商品・サービスを開発しご提供いたしますとともに、通信・保険という社会インフラに持続的貢献ができる企業を目指してまいります。

今後とも、より一層のご愛顧、お引き立てを賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

**代表取締役社長**

島田信之

# Disclosure Report 2012

当社の経営方針･事業概況･財務状況などをより詳しくまたわかりやすくご説明するために、
ディスクロージャー誌「au損保の現状2012」を作成しました。
当社をご理解いただく上で、本誌がお役に立てば幸いです。

＊本誌は「保険業法第111条」に基づいて作成したものです。

## 当社の概要

**会社情報（2012年3月31日現在）**

| | |
|---|---|
| 創立 | 2010年2月23日 |
| 事業内容 | 損害保険事業 |
| 資本の額 | 45億円 |
| 株主 | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社<br>KDDI株式会社 |
| 従業員数 | 44名 |
| 本社 | 〒105-6026<br>東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー26階<br>TEL：03-5777-7373（代表） |
| URL | http://www.au-sonpo.co.jp |

auケータイ、スマートフォンからは、
右のQRコードをご利用いただくと、
専用ホームページにアクセスいただけます。（一部機種を除く）

# 目　次

経営理念 ..... 4
トピックス ..... 6
東日本大震災への対応（損害保険業界としての対応）.. 8

## 経営について

代表的な経営指標等 ..... 10
品質向上活動 ..... 11
勧誘方針 ..... 14
個人情報保護 ..... 15
情報開示 ..... 19
コーポレート・ガバナンスの状況 ..... 20
コンプライアンス ..... 26
リスク管理体制 ..... 27
内部監査および社外監査・検査 ..... 30
環境保護の取り組み・社会貢献活動 ..... 31

## 保険商品・サービス

取扱い商品と新商品開発 ..... 36
保険の仕組み..... 37
約款..... 38
保険料..... 39
保険金..... 40
お客様サポート体制..... 42
損害サービス ..... 43

## 業績データ

事業の状況 ..... 46
経理の状況 ..... 62

## 会社概況

沿革 ..... 78
主要な業務、株式の状況 ..... 79
役員の状況 ..... 81
従業員の状況 ..... 82
設備の状況 ..... 83
会社の組織 ..... 84

損害保険用語の解説 ..... 86

# 経営理念

## au損保のお約束

**1. au損保は保険のベンチャー企業でありイノベーターであることを目指します**

これまでの保険会社の対応が必ずしも十分とはいえない保険商品（補償・サービス）、保険料（価格）や、新しい加入方法に、保険のベンチャー企業として果敢にチャレンジし、イノベーターとして、独自の価値を創造してまいります。

**2. au損保は損害保険会社であると同時に、モバイル企業でありたいと考えます**

KDDI(au)グループの一員として、ケータイまたはスマートフォンを利用されるお客様が求める補償コンテンツや補償アプリをご提案し、その結果、損害保険事業が成長する経営モデルを目標とします。

**3. お客様を中心に、ステークホルダー全員の笑顔を追求します**

全役職員が「お客様第一」に明るく生き生きと働くことで、全てのお客様の満足と安心を実現いたします。同時に、コンプライアンスとリスク管理を徹底し、成長性と収益性が確保できる健全な企業運営をお約束します。

## au損保のミッション

**1. これまで十分な補償が提供されていないマーケットに積極的に対応し、安全で安心できる社会の実現に貢献します**

保険のエントリー層である20代30代の若い人達や、今、最も保険を必要としている働く女性層を中心に、モバイルでダイレクトなアクセスを可能とし、手軽に保険をご利用いただける機会をご提供いたします。

一方、近時、自転車事故の増加が社会問題になりつつあるなか、普及拡大への要請が強い個人賠償責任保険やケガの保険等、これまで十分な保険提供がなされていなかった日常生活リスクの分野に、的確な保険プランをご提案し、お客様の安心ライフを支えてまいります。

**2. モバイルと保険を一体的に提供し、これまでになかった“スマートな保険利用スタイル”を創出します**

ケータイやスマートフォンだけで、保険契約から保険料支払い、契約変更、保険金請求までの全てが“簡単に完結”できる画期的なシステムを開発し、“保険をケータイする”シーンを実現いたします。

**3. KDDIグループが自ら保険メーカーとなり、これまで出来なかったモバイル専用保険を実現します**

auブランドの損害保険会社らしく、モバイルユーザーニーズに合致した、モバイルだからこそ買える独自の保険商品・保険サービスを、KDDIグループの一員であるau損保が、責任をもって開発しご提供いたします。

さらに今後も、保険のベンチャー企業としての強みを生かし、お客様のご要請に迅速・柔軟に対応し、au損保ならではのモバイルに特化した保険商品・保険サービスを、続々とご提供してまいります。

## ポジショニングイメージ

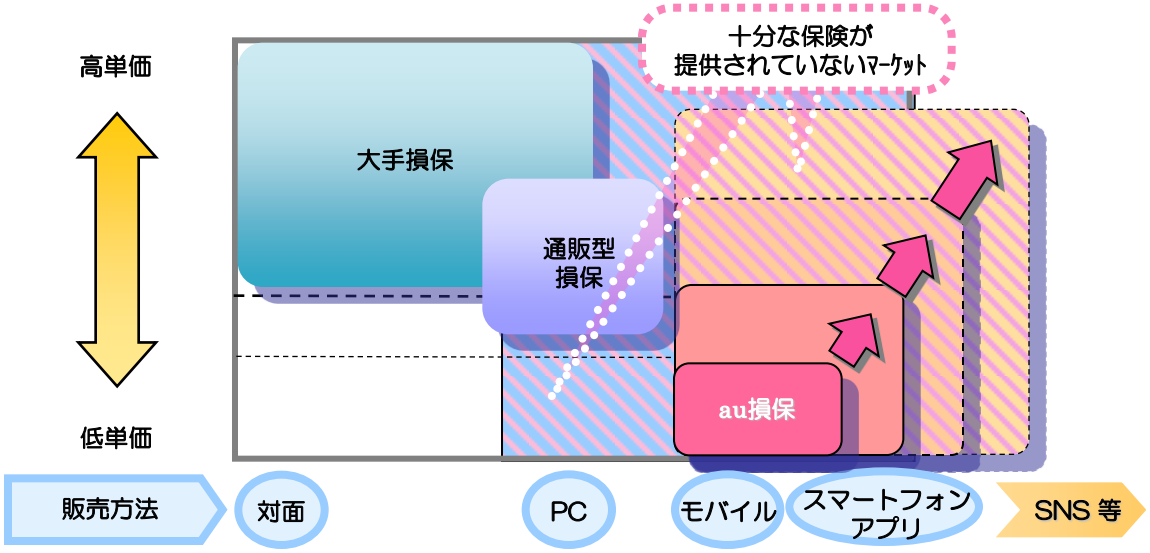


※これまでの保険会社が十分に対応できていないモバイル保有者向け低単価マーケットを開拓いたします。

## これまでの保険会社が十分に対応できていないマーケット

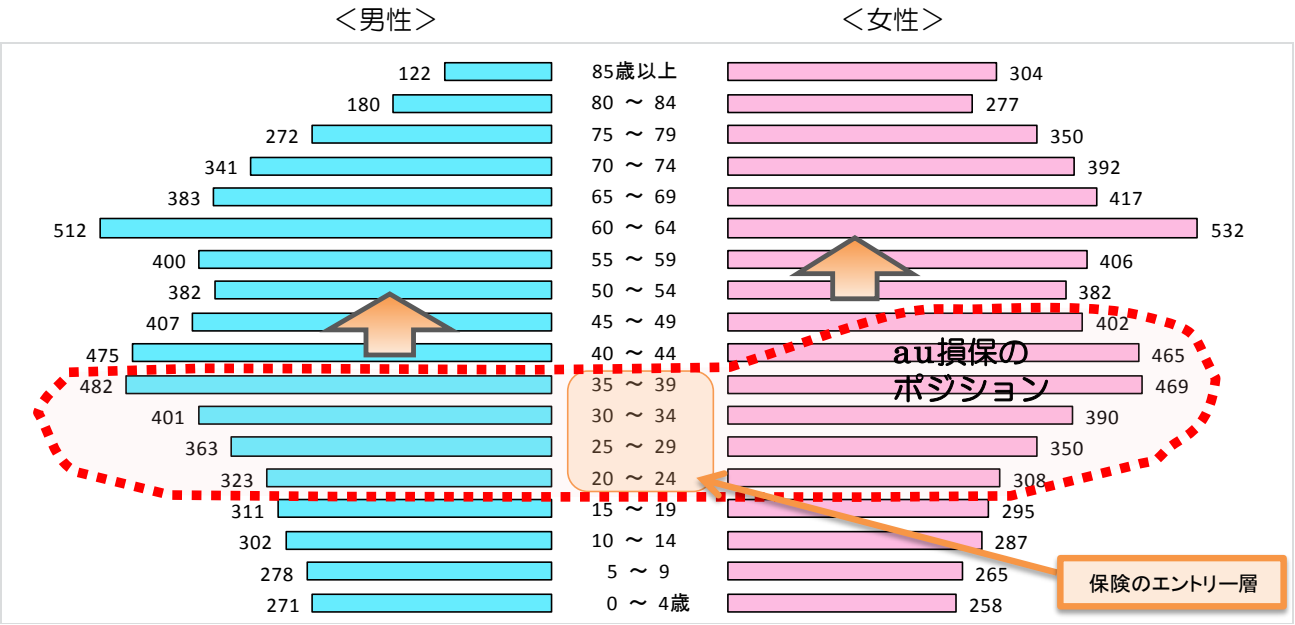


※これまでの保険会社が十分に対応できていない20代～30代及び女性マーケットを開拓いたします。
(注)数字は総務省統計局人口推計平成24年6月報より（単位：万人）

## 自転車保険の展開

＜新自転車ワイドプラン＞

昨年5月開業時に発売した「開業記念 自転車プラン」は月額保険料100円という手軽さもあり、市場から大きな反響をいただきました。

その後、7月「自転車ワイドプラン」、11月「100円 自転車プラン」、本年１月「新自転車ワイドプラン」、2月「新自転車ワイドプラン 夫婦・家族タイプ」を発売、商品ラインアップを順次充実させ、「自転車保険のau損保」を多くの方々に知っていただくようになりました。

又、東日本大震災以降、一層の自転車ブームとなる中、昨年11月には警察庁より自転車運行に係る通知が出され、ルール遵守と事故防止への社会認識も高まりました。

このような中、当社は自転車運転においてルールとマナーを守り、事故を防ぐための取組み「スマートサイクリングプロジェクト」をスタートさせ、当社CSR活動として、広く産業界とも連携し、推進を図っています。（詳細P31参照）

左：春の交通安全キャンペーン
右：プロジェクトのキックオフイベント

当社のこのような活動は、マスコミからも注目され、開業以来、TV、新聞、雑誌等から多くの取材を受け、当社事業を広くご理解いただくこととなりました。

さらに、自転車ショップの皆さまからのご要望にお応えし、当社自転車保険を付帯した自転車を販売される自転車ショップも拡大をしております。

左：ビジネステレビ誠での放映
右：NHKによる取材

## 「au損保開業記念第2弾 ワンコイン海外旅行保険」（My スマート保険world）発売

＜モノレール内広告＞

＜空港内広告＞

自転車保険に続き、昨年11月に開業記念第2弾として発売したワンコイン海外旅行保険（My スマート保険world）は、モバイルで加入しやすい保険料1泊500円という、これまでにない保険料設計の商品としました。

## 「au」との連携

KDDIが展開する「au」ブランド戦略の一環として、本年1月にブランドマークを一新したことに伴い、当社もブランドアシュアラー戦略の一層の推進のため、コーポレートロゴマークを変更いたしました。

au損保
＜新コーポレートロゴマーク＞

au損害保険株式会社
＜新コーポレートロゴ＞

また、KDDIおよび沖縄セルラーが5月1日よりauスマートパス会員向けに無料提供する「無料でもらえる自転車保険」の引受を開始いたしました。

＜右：『無料でもらえる自転車保険』スマートフォン画面＞

## デバイスの拡大

当社商品が好評にマーケットに受け入れられたことに伴い、「パソコンからも加入できるようにしてほしい」とのご要望が高まり、昨年10月よりパソコンからの申込みも開始いたしました。本年3月からは、iOS5.0以上の「iPhone」、「iPad」、「iPod touch」等からのお手続きも可能といたしました。

## 日本弁護士連合会との「弁護士保険の制度運営に関する協定書」調印

＜日弁連との協定書調印式＞

当社は昨年7月23日に日本弁護士連合会と弁護士保険の制度運営に関する協定に調印いたしました。

これにより当社の弁護士費用等補償特約及び法律相談費用補償特約の被保険者が弁護士の紹介を必要とする場合、被保険者または被保険者から依頼を受けた当社が、日弁連を通じて各弁護士会に弁護士紹介を依頼することができるようになりました。

## カスタマーセンター開設

当社では2012年6月25日より、従来のお客様サポートデスクをカスタマーセンターとして名称を変更し、横浜市内においてあらたに開設しました。今後もお客様からの声に迅速・適切・真摯な対応を行い、お客様満足度の向上に努力してまいります。（なお、電話番号とメールアドレスに変更はありません。）

＜カスタマーセンター＞

# 東日本大震災への対応（損害保険業界としての対応）

## ◆損害保険業界としての取り組み

2011年3月に発生した東日本大震災では、地震保険における「被災者の生活の安定に寄与する」という社会的使命を遂行するため、会員各社の枠を超え、社団法人 日本損害保険協会（現「一般社団法人 日本損害保険協会」以下「損保協会」という。）に「地震保険中央対策本部」を設置し、損害保険業界が一丸となり、以下の取り組みを進めました。

その結果、損害保険業界全体で5月31日現在約1兆2千3百億円の地震保険金のお支払いを完了いたしました。

### １．お客様への情報発信の充実

ポスター（約8万枚）やチラシ（約54万6千部）を作成し、被災地域の自治体や避難所等へ掲示・配布を行いました。また、マスメディアも利用し、会員各社相談窓口の一覧を新聞（18紙）に掲載、損保協会相談窓口のラジオCM（500本）を放送、さらには地震保険金の請求勧奨に関する広告（被災地の地方テレビ局12局）を実施いたしました。

また、福島第一原発事故に伴う警戒地域等を対象とした特例措置を設け地震保険金のお支払いの実施については、福島県紙（2紙）により広報をいたしました。

### ２．契約保険会社不明のお客様への対応強化

損保協会内に「地震保険契約会社照会センター」を開設し、被災されたため保険証券がお手元にないなどの事情により、地震保険やその他損害保険の契約保険会社がご不明なお客様に対し、専用のフリーダイヤルやホームページを通じて、ご契約されている損害保険会社の確認を実施いたしました。また、会員各社においても同様に、契約保険会社がご不明なお客様からの照会に対応いたしました。

### ３．地震保険の損害認定・調査の効率化による保険金支払の迅速化

岩手県・宮城県・福島県の沿岸部地域においては、津波や火災によって広域な地域で被災発生したことから、損保業界で初めて共同調査を実施しました。共同調査では、損害程度を同じくする地域を決定し、航空写真・衛星写真や現場踏査を通じて、壊滅的な被災を受けた地域を「全損地域」と認定しました。全損地域に所在する地震保険契約については、会員各社は損害調査を省略し、迅速に地震保険金額全額をお支払いいたしました。

また、お客様のご請求にお役立ていただくため、「全損地域」を損保協会ホームページで公表いたしました。

### ４．地震保険金請求手続きの簡素化

地震災害を被った木造建物やその収納家財の損害調査において、現場立会調査に加え、一定の条件に合致する場合には、現場立会調査を省略し、お客様が撮影された写真等による自己申告に基づく書面での損害調査を導入いたしました。

また、立入りが規制されている福島第一原発事故に伴う警戒区域等に関しても、自己申告に基づく書面調査を実施いたしました。

### ５．義捐金の寄贈

損保協会は、東日本大震災により被災された皆様への支援に役立てていただくため、会員会社26社からの拠出をうけ日本赤十字社に対して義捐金10億円を寄付いたしました。

# 経営について

代表的な経営指標等 ..... 10
品質向上活動 ..... 11
勧誘方針 ..... 14
個人情報保護 ..... 15
情報開示 ..... 19
コーポレート・ガバナンスの状況 ..... 20
コンプライアンス ..... 26
リスク管理体制 ..... 27
内部監査および社外監査・検査 ..... 30
環境保護の取組み・社会貢献活動 ..... 31

# 代表的な経営指標等

| 項　　目 | 2009年度 | 2010年度 | 2011年度 | 指標の解説 |
|---|---|---|---|---|
| 正味収入保険料 | ― 百万円 | ― 百万円 | 77 百万円 | ご契約者から直接受け取った保険料(元受保険料)および受再保険料から、出再保険料、返戻金を控除し、さらに積立保険に係る積立保険料を控除したものです。 |
| 正味損害率 | ― % | ― % | 118.3 % | 正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、「正味収入保険料」で除した割合です。 |
| 正味事業費率 | ― % | ― % | 885.4 % | 損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額(保険引受に係る営業費及び一般管理費)を加えて、「正味収入保険料」で除した割合です。 |
| 保険引受損失 | ― 百万円 | ― 百万円 | 760 百万円 | 正味収入保険料等の「保険引受収益」から、正味支払保険金・損害調査費・満期返戻金等の「保険引受費用」と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、保険引受に係るその他収支を加減したものです。 |
| 経常損失 | 9 百万円 | 230 百万円 | 94 百万円 | 正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の「経常収益」から、正味支払保険金・満期返戻金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の「経常費用」を控除したものです。 |
| 当期純損失 | 9 百万円 | 263 百万円 | 304 百万円 | 「経常利益」に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額を加減したものです。 |
| ソルベンシー・マージン比率 | ― % | ― % | 13,536.4 % | 巨大災害の発生や保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険に対する資本金・準備金等の支払余力の割合をいいます。通常200%以上あれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。なお2011年度に変更された基準で算出しています。 |
| 純資産 | 290 百万円 | 4,227 百万円 | 3,922 百万円 | 保有する資産の合計である総資産から、責任準備金等の負債を控除したものであり、「貸借対照表」上の「純資産の部合計」です。 |
| 総資産 | 297 百万円 | 4,327 百万円 | 4,934 百万円 | 保有する現金・有価証券・貸付金などの資産の総額であり、貸借対照表上の「資産の部合計」です。 |
| その他有価証券評価差額金 | ― 百万円 | ― 百万円 | ― 百万円 | その他有価証券及び金銭の信託(その他有価証券に準じて処理する運用目的・満期保有目的以外のものに限る）の時価と取得原価の差額（いわゆる含み損益）から法人税等相当額を控除したものです。 |
| 不良債権の状況（リスク管理債権） | ― | ― | ― | 貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロに基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、4つに区分されています。 |

注）1. 2009年度は、モバイル損保設立準備株式会社の数値です。
2. 損害保険事業は2011年度より開始しており、損害保険事業関連数値は2009年度、2010年度には該当がありません。(以下、同じ)
3. 指標の解説は一般的な説明であり、当社の実態には一部あてはまらない場合があります。

# 品質向上活動

## お客様の声に対する取組み

### ●「お客様の声」対応基本方針

「お客様の声」を真摯に受け止め、迅速、的確に対応させていただくことはもちろん、より良い保険商品・サービスのご提供や利便性の向上、様々な面での業務の改善を通じた「お客様本位の会社創り」に活用させていただいています。

**「お客様の声」対応基本方針**

au損害保険株式会社は、経営理念に基づき、苦情をはじめとするお客様からの声に迅速・適切・真摯な対応を行い、お客様満足度の向上に寄与するため、以下の行動指針に沿って取組を推進していきます。

１．定義

（１）「お客様」の定義

本方針における「お客様」の定義は、「au損害保険株式会社のあらゆる活動に関るお客様」をいい、個人・法人等を問いません。

（２）「お客様の声」の定義

本方針における「お客様の声」の定義は、「お客様からの不満足の表明」とします。

２．行動指針

（１）基本姿勢

①全役職員は、お客様から寄せられた「お客様の声」に対して、迅速・適切・真摯な対応を行い、お客様の立場を踏まえた解決を目指します。

②全役職員は、「お客様の声」に関する情報は「お客様の信頼を確保し、事業の成長を実現し、さらなる品質向上を実現するために重要な情報である」と認識します。

③全役職員は、「お客様の声」対応に関する情報を収集分析し、「お客様の声」の低減に努めると同時に、品質の向上・お客様満足度の向上に向けた諸施策に活かします。

（２）「お客様の声」対応管理態勢

①「お客様の声」対応に関する態勢を構築し、適切に運営します。

②「お客様の声」対応に関する取組みおよび個別具体的な対応については、必要に応じ「お客様の声」対応基本規程および「お客様の声」対応マニュアルに詳細を規定します。

### ●「お客様の声」への取組　―「お客様の声」を活かすために（対応体制）―

（平成24年7月1日現在）

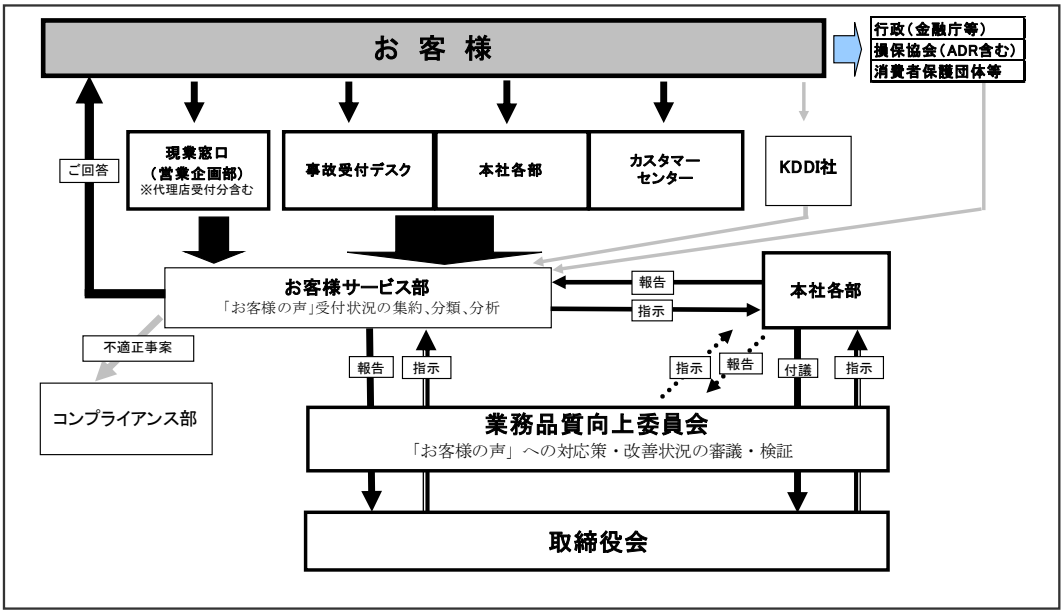

## お客様の声に対する取組み

### ●「お客様の声」受付状況

2011年度末の「お客様の声」受付状況は以下のとおりです。

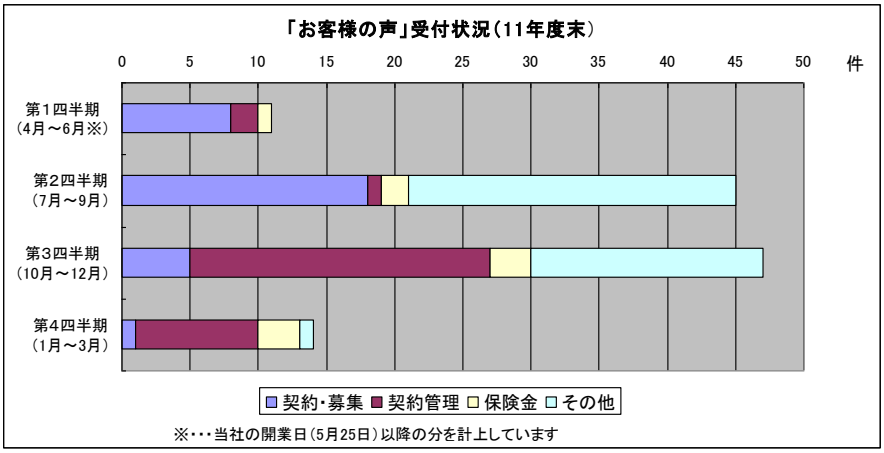


### ●「手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関」

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険会社の営業活動に関する苦情や紛争対応を行う専任組織として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設け、受け付けた苦情について、損害保険会社に解決を依頼するなど適正な解決に努めるとともに、当事者間で問題の解決がつかない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが、中立・公正な立場から紛争解決手続を実施しています。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人 日本損害保険協会　そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

電話番号　0570-022808（ナビダイヤル・有料）
PHSやIP電話からは　03-4332-5241
受付日：月～金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く）
受付時間：午前9時15分～午後5時

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（http://www.sonpo.or.jp/）

## お客様の声に対する取組み

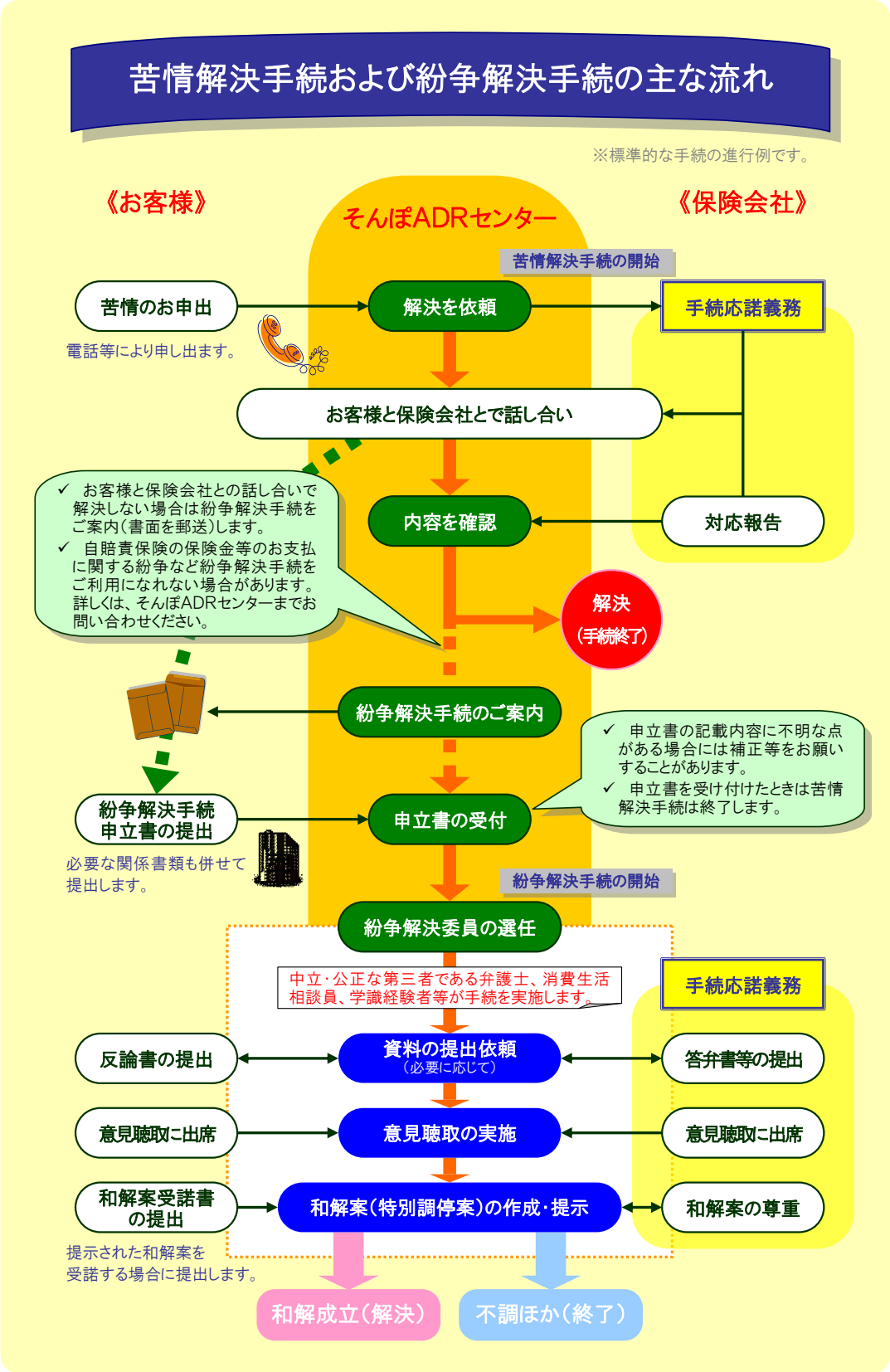

# 勧誘方針

## 勧誘方針

保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。

### ●お客様の立場に立った保険販売に努めます

・お客様に商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすいご説明に努めてまいります。

・お客様の商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客様のご意向と実情に沿った適切な保険商品の選択がなされるよう情報の提供と説明に努めてまいります。

・商品の販売にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮いたします。

### ●適正な業務運営に努めます

・お客様に関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。

・お客様のご意見、ご要望等を、商品の開発・販売方法に活かしてまいります。

・万一保険事故が発生した場合には、ご契約の商品の内容に従い、迅速、的確に保険金をお支払いするよう努めてまいります。

・保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

# 個人情報保護

## お客様の情報の取扱いに係る当社方針

当社では、お客様からご提供いただいた個人情報は、当社の商品・サービス・情報をご提供するためになくてはならないものであり、お客様の情報を安全に管理し適正に利用することが、当社の重要な社会的責任であると認識しております。

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令・金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや一般社団法人 日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および一般社団法人 日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

### 1．情報の取得・収集方法

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により、個人情報を取得します。当社では、主にモバイル端末等を活用して保険の契約申込、保険金請求、取引書類、キャンペーンやアンケートなどにより個人情報を取得します。また、各種お問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するため、通話の録音などにより個人情報を取得することがあります。

### 2．情報の利用目的

ご提供いただいた情報は、次の目的および下記４、５に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲内を超えて利用しません。

「利用目的」を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

（１）保険契約の申し込みに係る引受けの審査、引受けおよび履行
（２）万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い
（３）当社が有する債権の回収
（４）再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
（５）保険契約に付帯されるサービスの提供
（６）保険契約の維持・管理
（７）保険制度の健全な運営
（８）-①当社およびMS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)のグループ会社(※１)が取扱う商品・サービス(※2)の案内・提供
（※１）当社のグループ会社は、MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)のホームページ（http://www.ms-ad-hd.com）をご覧ください
（※２）当社およびグループ会社が取扱う商品・サービス
●損害保険、生命保険、ローン・国債・投資信託・確定拠出年金等の金融商品、資産評価サービス、リスクマネージメントサービス、健康・介護サービス、およびこれらに付帯・関連するサービス・コンサルテーション、各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、提携先企業の商品・サービスに関する情報

（８）-②当社のグループ会社であるKDDI(株)およびそのグループ会社(※３)が取扱う商品・サービス(※４)の案内
（※３）KDDI(株)のグループ会社はKDDI(株)のホームページ（http://www.kddi.com/corporate/group/index.html?bid=we_we_homesc_3007）をご覧ください
（※４）KDDI(株)およびそのグループ会社が取扱う商品・サービス
●移動通信事業、固定通信事業、インターネット関連事業、コンテンツ・メディア事業、CATV事業、金融事業等に付帯・関連する商品・サービス

（８）-③各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
（９）当社または当社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
（10）市場調査および保険商品・サービスの開発・研究
（11）問い合わせ・依頼等への対応
（12）お客様とのお取引等の適切かつ円滑な履行

なお、他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について受託等する場合があります。この場合は、当該受託業務の遂行に必要な範囲内を超えて利用しません。

また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うときは、個人情報保護法第１６条第３項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得ることとします。

## 3．個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

（１）法令に基づく場合
（２）当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
（３）損害保険会社等との間で共同利用を行う場合
（４）個人情報保護法第23条第2項に基づく手続（いわゆるオプト・アウト）を行って第三者に提供する場合

## 4．個人データの取扱の委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理態勢を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

・保険の募集、損害調査に関わる業務
・保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務
・情報システムの開発・運用に関わる業務

## 5．情報交換制度等

(1) 損保業界の情報交換制度について

保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。

また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用します。詳細（管理責任者、共同利用する項目等）につきましては、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページ（http://www.sonpo.or.jp）または損害保険料率算出機構のホームページ（http://www.nliro.or.jp）をご覧ください。

(2) 代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店の委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険募集人試験等の合格者情報に係る個人データを共同利用しています。詳細（管理責任者、共同利用する項目等）につきましては、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページ(http://www.sonpo.or.jp)をご覧ください。

## 6．信用情報の取扱い

保険業法施行規則第53条の９に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であってご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

## 7．センシティブ情報の取扱い

保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいいます。）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活並びに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用、または第三者提供を行いません。

・保険会社として適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
・相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
・保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

・法令等に基づく場合
・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

## 8．個人データの安全管理

個人データの漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

また、当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

## 9．継続的な取組み

お客様からご提供いただいた情報の適切な取扱いについては、従業員への教育を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取組んでまいります。あわせて、内部管理責任体制・システムセキュリティなどに関して継続的・恒常的な見直しを図ります。

また、この方針を実践・遵守するとともにお客様の情報保護の継続的改善に取組んでまいります。

## 10．ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については当社ホームページ（http://www.au-sonpo.co.jp）内にあるお客様のマイページをご確認いただくか、同ホームページ内のメールアドレスへのメールまたは電話にてお問い合わせください。また、事故に関するご照会については、同じく「au損保事故受付デスク」窓口にお問い合わせください。

ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応させていただきます。

## １１．個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、当社ホームページ（http://www.au-sonpo.co.jp）を参照の上ご請求ください。ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

当社が、必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

当社からのダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。但し、保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡やそれらの余白に記載される内容もしくはそれに同封されるものは停止対象とはなりませんのでご了承ください。また、申し込まれている当社メールマガジン（Eメール）の配信停止をご希望される場合は、当社ホームページ（http://www.au-sonpo.co.jp）の専用ページからお申し出ください。

## １２．お問い合わせ窓口

個人情報の取扱いに関する苦情・ご相談に対し適切・迅速に対応いたします。
当社の個人情報の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

【au損害保険株式会社】
電話:03-5777-7373　（本社大代表）～所管部署をご案内します。
（受付時間：午前9時～午後5時　土日祝日・年末年始を除く。）
なお、ご契約内容のお問い合わせにつきましては以下にお願いいたします。
au損保カスタマーセンター　フリーコール：0800-700-0600
（受付時間：午前9時～午後6時　年末年始を除く。）

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人 日本損害保険協会（http://www.sonpo.or.jp）の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

＜お問い合わせ先＞
一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽADRセンター東京（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）
所在地：〒101-8335　東京都千代田区神田淡路町２丁目９番地
電　話：03-3255-1470
（受付時間：午前9時～午後5時　土日祝祭日・年末年始を除く。）

## ディスクロージャー基本方針

### ディスクロージャー基本方針

当社は、MS&ADインシュアランスグループディスクロージャー基本方針に則り、当社の重要情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行っていきます。

**1. 情報開示の基本姿勢**

当社は、お客様をはじめとする皆様が、当社の実態を認識・判断できるように情報開示を行っていきます。

**2. 情報開示の基準**

当社は、お客様の契約判断等に資する有用情報として以下の項目について開示していきます。

＜情報開示に関する主な項目＞

経営関連、商品・サービス、資産運用、資産・負債関連、リスク管理関連、業績関連、再保険、海外事業、システム、社会貢献、環境取り組み、グループ会社関連

**3. 情報開示の方法**

当社からの情報開示は、インターネットホームページ、ニュースリリース などを通じ、お客様をはじめとする皆様に情報が伝達されるよう配慮を行っていきます。

## 当社をさらにご理解いただくために

### ○公式ホームページ

会社情報や商品・サービスのご案内など様々な情報をお伝えしているほか、より新しい情報をご覧いただけるようニュースリリース（※）も発表後、直ちに掲載しています。
(URL：http://www.au-sonpo.co.jp)

auケータイ、スマートフォンからは、右のQRコードをご利用いただくと、専用ホームページにアクセスいただけます。（一部機種を除く）

（※ニュースリリースはパソコン上のホームページでのみご覧いただけます）

### ○My au 損保（ご契約者ホームページ）

いつでもご契約内容確認、各種変更手続きやお問合わせが可能なご契約者ホームページです。

### ○ディスクロージャー資料

ステークホルダーの皆様に当社の事業活動について幅広くご理解いただくために、「au損保の現状」を作成しました。

## 内部統制システムに関する基本方針

当社は、「MS&ADインシュアランスグループ経営理念」および「KDDI(株)基本理念」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、長期的な安定と発展を実現するため、以下のとおり透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、当社、MS&ADインシュアランスグループ全体及びKDDIグループ全体の企業価値の向上に努めていく。

### 1．取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（1）コンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンスに係る規程を整備し、すべての役職員が常に念頭におくべきコンプライアンスの基本原則と具体的な行動指針を徹底する。

（2）コンプライアンスに係る基本方針および実行計画等の重要課題に対する審議・検証および提言を行うコンプライアンス委員会を設置し、定期的に進捗状況を取締役会に報告する。

（3）全社的なコンプライアンスの取組みを横断的に統括するために、コンプライアンスを統括する部門を設置し、被監査部門から独立した内部監査部門と連携の上、コンプライアンスの徹底状況を監査する。

（4）コンプライアンス・プログラムを取締役会で決議し、進捗管理と見直しを行うとともに、社内に徹底する。

（5）当社の役職員が、法令または社内ルール等の違反の疑義を発見した場合の報告ルートを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、コンプライアンスを統括する部門および外部の弁護士事務所宛に通報できる内部通報制度を整備する。

（6）反社会的勢力に対する基本方針を定め、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

（7）コンプライアンス・マニュアル等を活用し、あらゆる機会を捉えて、コンプライアンスに係る社員教育を徹底する。

（8）アームズ・レングス・ルールおよびその他のファイヤーウォールを適切に機能させるための体制を整備する。

（9）お客様情報管理に関する基本方針を定め、個人情報の適切な取扱いおよび安全管理措置を徹底するための体制を整備する。

（10）利益相反管理に関する基本方針を定め、利益相反管理のための体制を整備する。

（11）取締役会規程を定めるとともに、取締役会の決議事項等は不断の見直しを行う。

### 2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（1）取締役会は、文書（電磁的媒体の記録を含む）管理に関する規程を制定し、職務の執行に係る情報を文書に記録し、保存する。

（2）取締役および監査役は、文書管理に関する規程に基づき、これら文書を閲覧することができる。

### 3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）リスク管理に関する方針を定め、リスク管理方針・全社的リスク管理のための規程を制定し、経営に重要な影響を与えるリスクに関する基本方針等を定める。

（2）具体的なリスク管理規程をリスクカテゴリー等により個別に作成し、必要に応じ随時見直す。

（3）リスク管理の実効性を確保するための委員会を設置し、各種リスク管理および統合リスクに関する重要事項について審議する。

（4）取締役会は、上記委員会での審議を踏まえ、各種リスクに係る管理・運営方針を決定する。

（5）大規模自然災害等の事業継続に重大な影響を与えるリスクに関しては、危機管理に関する規程を整備するとともに平時および有事における管理体制を構築する。

（6）管理すべきリスクを明確化するとともにその所在を的確に把握し、リスクの性質に応じた適切な管理を行う。

（7）リスク情報はリスク統括部門において一元的に管理し、必要に応じて取締役会等に報告される態勢を確保する。

（8）内部監査部はリスク統括部門と連携し、リスク情報を踏まえた実効性の高い業務監査の実施に努める。

### 4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（１）執行役員制度により、業務執行と重要事項の決定および監視・監督の機能分化を図り、取締役の責任を明確にする。

（２）取締役会は毎月1回定例で開催するほか必要に応じて臨時で開催するとともに、経営戦略等に係る重要事項については経営会議を定例開催して事前協議のうえ、取締役会に付議・報告する。

（３）取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程等を整備し、取締役、執行役員の職務分担および意思決定の基準の明確化を図るとともに、各部門への合理的な権限付与を通じて取締役の職務遂行の効率性を確保する。

### 5．財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

（１）ディスクロージャーに関する基本方針を定め、当社に関する財務情報および非財務情報を適時かつ適正に開示するための体制を整備する。

（２）取締役会は、法令等に基づく情報開示に関して、財務報告における適正性の確保および内部統制の有効性評価を検証する体制を整備する。

### 6．当社並びにその親企業等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（１）当社は、あいおいニッセイ同和損害保険(株)策定の「関連会社管理規程」に則り、経営の独立性を損なわない範囲で、経営上重要な方針・計画やリスク情報・開示情報の迅速な伝達体制を構築する。

（２）当社は、関連会社等との取引および業務提携等について、アームズ・レングス・ルールおよびその他のファイヤーウォールを適切に機能させるための体制を整備する。

### 7．監査役監査の実効性を確保するための体制

（１）監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

①取締役会は、監査役の求めにより監査役の職務を補助すべき使用人として適切な人材を配置する。

②監査役補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分等人事に関わる事項については、監査役の同意を必要とする。

（２）監査役への報告に関する体制

①取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかにこれに対応するものとする。

②取締役および執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告しなければならない。

③取締役および執行役員は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報制度における通報状況および内容を遅滞なく監査役会に報告する。

④監査役は、上記の他、適時かつ的確に重要情報を得るため、経営会議その他の重要会議に出席できることとする。

（３）取締役と監査役は、定期的な会合を持ち、相互の意思疎通を図る。

（４）取締役は、監査役が必要と認めたときは、弁護士、公認会計士等、外部専門家との連携を図る環境を整備する。

（５）取締役は、監査役と内部監査部門および会計監査人との定例的会合実施の環境を整備する。

### 8．内部監査の実効性を確保するための体制

（１）当社は、内部監査に関する基本方針を定め、効率的かつ実効性ある内部監査を実施するための体制を整備する。

（２）当社は、内部監査部門として独立した専門組織を設置し、当社の全ての業務活動を対象として内部監査を実施する。

（３）取締役会は、内部監査規程を制定し、内部監査に係る基本的事項（内部監査の目的・対象、内部監査部門の独立性や業務・権限・責任の範囲、情報入手体制、報告体制等）を定める。

（４）取締役会は、内部監査に関する基本方針に則り被監査組織のリスク評価結果等を踏まえた上で、年度の内部監査計画を策定する。

（５）当社は、内部監査計画を適切に遂行するため、適切な人材を配置する。

（６）内部監査部門は、監査の実施後、被監査組織に（必要に応じ関係部門へも）内部監査結果を通知して是正・改善を求め、対応状況を確認するとともに、内部監査結果等を取締役会および監査役に報告する。

## 利益相反管理方針

当社は、以下の方針に基づき、当社またはMS&ADインシュアランスグループの金融機関（以下「当社等」といいます。）が行う取引に伴い、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

### 1．対象取引およびその類型

（１）対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」（以下「対象取引」といいます。）とは、当社等が行う取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

（２）対象取引の類型

当社は、対象取引について以下のような類型化を行い管理します。

①お客様の利益と当社等の利益が相反するおそれのある取引

②お客様の利益と当社等の他のお客様の利益が相反するおそれのある取引

### 2．対象取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法その他の方法による措置を選択し、または組み合わせることにより、適切に対象取引を管理します。

①対象取引を行う部門と当該取引に係るお客様との他の取引を行う部門を分離する方法

②対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客様に適切に開示する方法

③対象取引または当該取引に係るお客様との他の取引の条件または方法を変更する方法

④対象取引または当該取引に係るお客様との他の取引を中止する方法

### 3．利益相反管理体制

当社は、利益相反管理の遂行のため、利益相反管理統括部署を設置し、利益相反に関する情報の収集を行うことにより対象取引を一元的に管理します。

また、これらの管理を適切に行うため、役員および社員を対象に必要な教育・研修等を行い、お客様の利益が不当に害されることのないように努めます。

### 4．利益相反管理の対象となる会社の範囲

本方針において、利益相反管理の対象となる会社は、当社およびMS&ADインシュアランスグループのグループ会社のうち、保険業その他の金融業を行う者をいいます。

| 当社以外に該当する主な会社 |
|---|
| ・三井住友海上火災保険株式会社 |
| ・三井ダイレクト損害保険株式会社 |
| ・三井住友海上あいおい生命保険株式会社 |
| ・三井住友海上プライマリー生命保険株式会社 |
| ・三井住友海上火災保険株式会社の子金融機関等に該当する会社 |
| ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 |
| ・e-Net少額短期保険株式会社 |
| ・株式会社全管協共済会 |
| ・MS&ADローンサービス株式会社 |
| ・トヨタアセットマネジメント株式会社 |
| ・エタニティ少額短期保険株式会社 |
| ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の子金融機関等に該当する会社 |

●au損保の利益相反管理体制図

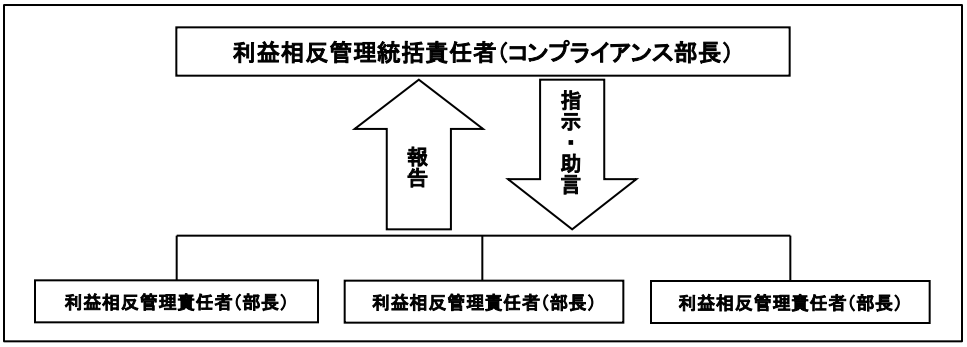

## 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、反社会的勢力との関係遮断に努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保するため、以下を当社の反社会的勢力に対する基本方針として掲げます

### 反社会的勢力に対する基本方針

1．au損害保険株式会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。

2．反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3．反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行います。
また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

# コーポレート・ガバナンスの状況

## コーポレート・ガバナンス体制

当社は監査役制度採用会社であり、経営意思決定と監督機関の機能分担を明確にした経営体制を構築しています。2012年7月1日現在の経営体制は、取締役6名、監査役3名で構成されています。

### ●取締役会

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、当社の経営方針や経営戦略上の重要なテーマについての意思決定並びに業務執行の監督を行い、毎月1回の定時開催に加えて随時開催しています。また、監督機能の強化と適正かつ迅速な経営意思決定の確保に向け、取締役会の諮問委員会として、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、業務品質向上委員会を設置しています。

- **コンプライアンス委員会**
  コンプライアンスの態勢の監視・監督機能の強化を目的として、コンプライアンス・プログラムの進捗状況のチェックや社内外の検査・監督結果を踏まえた改善策等の審議・検証を行います。
- **リスク管理委員会**
  当社のリスク対応状況・管理状況の監督や経営の安全性の確保、収益性の向上に向けた課題・問題点の審議・検証を行います。
- **業務品質向上委員会**
  「お客様本位の会社」実現に向け、お客様接点の業務品質の向上および適正な業務運営の推進を目的として、重要課題に関する審議・検証を行います。

### ●監査役会

監査役会は3名の監査役（うち社外監査役2名）で構成され、監査役は監査役会を定期開催し、監査方針や方法等の決議を行うほか、監査に関する重要事項についての報告・協議を行うとともに、取締役会をはじめ、経営会議や各種委員会といった重要な会議へ出席し、意見を述べるなど、法令に定められた監査に加え、取締役の業務執行の監査を行っています。また、監査役は内部監査部門（内部監査部）および外部監査部門（会計監査人）と定例会議を開催し、情報・意見交換を行うなど、連携して監査・検査内容の向上に努めています。

### ●経営会議

業務執行に係る重要な事項の協議・決定を行う会議体として経営会議を設置しています。

経営会議は、毎月2回の定例開催に加えて、必要に応じて随時開催しています。また、重要な政策課題別に人事委員会、保険事業委員会を設置しており、各担当分野に係る個別課題について審議・検証および提言を行い、必要に応じて付議部門が経営会議等へ付議しています。

### ●コーポレート・ガバナンスの体制図

（平成24年7月1日現在）

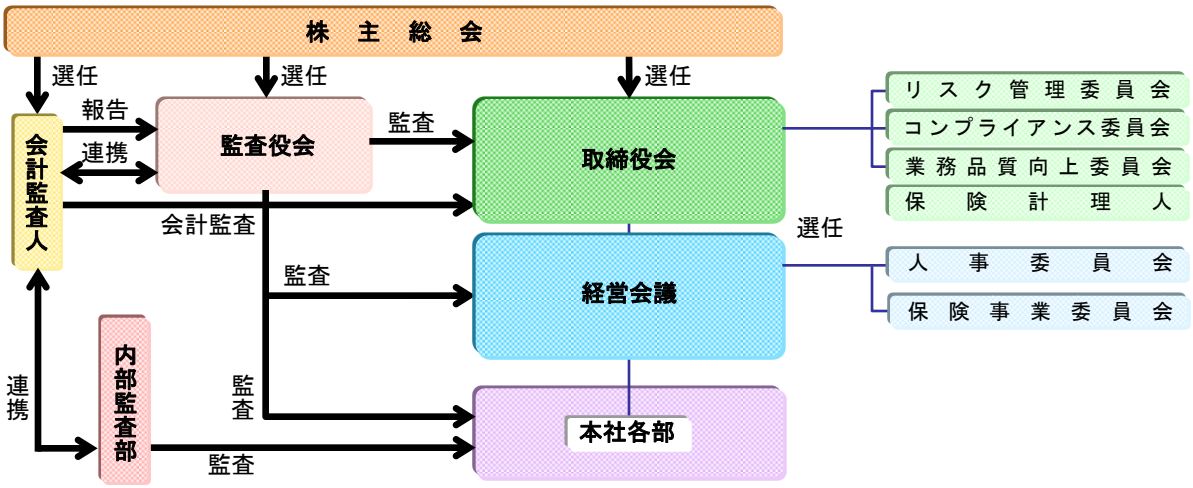

## 社外取締役および社外監査役との関係

社外取締役1名および社外監査役1名は各々あいおいおニッセイ同和損害保険株式会社の当社所管部長および同社グループ複数社の監査役であります。

当社との主な関係については、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、当社発行済株式総数の66.6%（2012年3月31日現在）を保有する大株主であり、かつ継続的に経営指導、業務支援を得ております。

また、他の社外取締役および社外監査役1名はKDDI株式会社の管理職であります。同社は当社発行済株主総数の33.4%（同上）を保有する大株主であり、継続的に業務支援を得ております。

# コンプライアンス

## コンプライアンス基本方針

### コンプライアンス基本方針

当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題のひとつと位置付け、すべての役員・社員が、企業の社会的責任を常に認識し、コンプライアンスを実践する態勢を構築するため、本方針を定めます。

〇基本的な考え方

（１）当社は、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスを徹底し、企業倫理を確立します。

（２）コンプライアンスとは、「当社の事業活動に関連するすべての法令、主務官庁が定める監督指針・ガイドライン等および当社が定める社内規定（以下これらを「法令等」といいます。）を遵守し、社会の期待と要請に応えるため誠実かつ公平・公正な活動を実践すること」とします。

## コンプライアンスの推進

### ●コンプライアンス推進体制

取締役会の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設けており、コンプライアンス関連部門では、「お客様の声」への対応や代理店の募集に関する事項を含め、コンプライアンスに関する全般的な推進を行っています。

また、募集文書の点検を行う部門をコンプライアンス部内に設置し、全ての募集文書を一元的に点検しています。

### ●コンプライアンスプログラムと研修

具体的な実践計画である「コンプライアンスプログラム」を取締役会で策定し、この計画に沿って法令等遵守の活動に取り組んでいます。

入社時からコンプライアンス研修を行い、コンプライアンス・マニュアルの活用により実効性を高めています。

自主点検・代理店への点検・監査を通じて不適正事案・不祥事件の未然防止、早期発見と改善に努めています。

### ●コンプライアンス体制

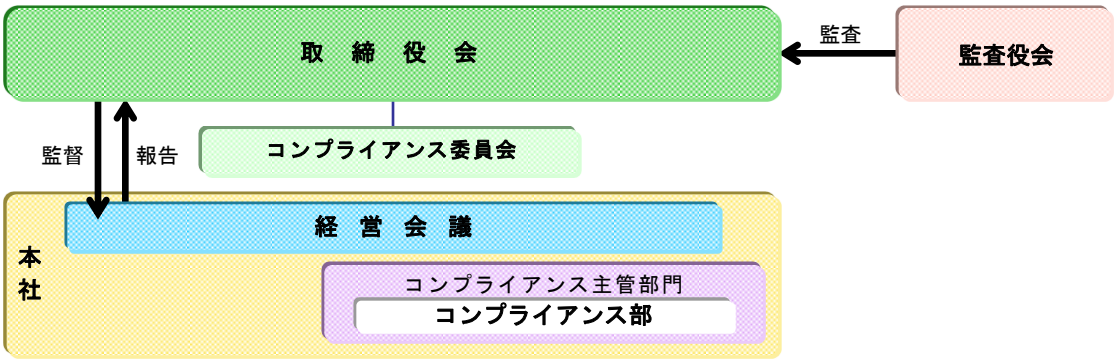

# リスク管理態勢

経済活動のグローバル化・規制緩和の進展・異業種企業の参入・インターネット等通信手段の変貌など企業を取り巻く経営環境は大きく変化してきており、損害保険会社経営においてもリスクが多様化・複雑化してきています。経営の安定性を確保し、また収益性を向上させるためには、これらのリスクを的確に把握し、その影響度合いを分析・評価した上で、適切に管理することが従前にも増して重要となっています。

当社は、このような認識の下、持株会社であるMS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社が定める「MS&ADインシュアランスグループリスク管理基本方針」、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社が定める「リスク管理方針」、並びにKDDIグループのリスク管理に関する考え方・体制等を踏まえて、当社「リスク管理方針」を定め、管理すべきリスクを明確にしています。また、取締役会の諮問委員会としてリスク管理委員会を設置し、リスク統括部門において管理するリスク情報をリスク管理委員会で審議し、取締役会に報告する態勢を確保しています。

## リスク管理に対する基本的な方針

経営ビジョン実現に向け、当社が抱える様々なリスクについて、自己資本との関係を踏まえた管理による財務の健全性の確保と資本効率の向上、加えて業務の適切性の確保による業務品質の向上を図り、持続的成長と企業価値向上の実現に資することとしています。

## リスク管理体制

●体制図

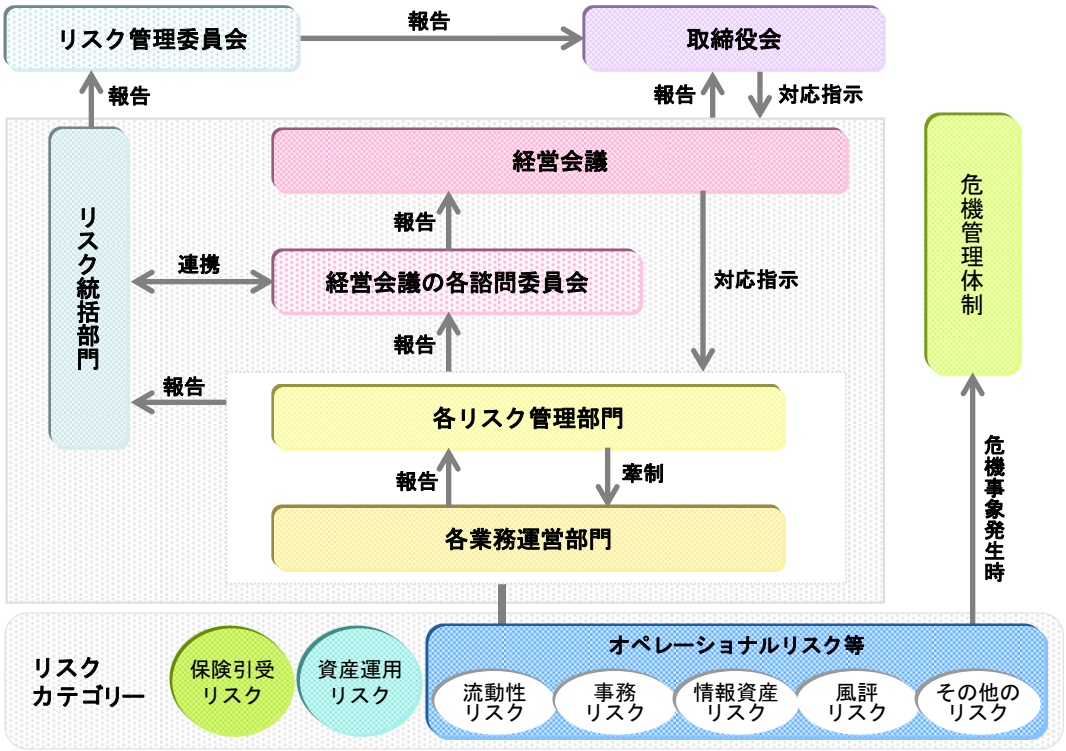

# リスク管理態勢

## 統合リスク管理

当社では、各種のリスクを統合し、経営体力（実質自己資本）と対比することにより、資本が十分に確保されているかどうかを把握・管理する統合リスク管理や、著しい環境変化を想定したストレステストを実施します。

## .主要なリスクとその管理体制

### 1．保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生状況が保険料設定時の予測に反して大幅に変動し、損失を被るリスクをいいます。当社においては、商品別損害率等のリスク状況等を定期的に把握・管理し、管理を行っています。

**再保険について**

**（1）再保険とは**

保険会社は、保険金支払責任を果たし、事業の安定化を図るために、保険金支払い責任の全部または一部を他の保険会社に転嫁して、リスクの平準化と分散化を行っています。

再保険によりリスクを移転することを「出再」、リスクを引受けることを「受再」といいます。

例：リスクの平準化と分散化

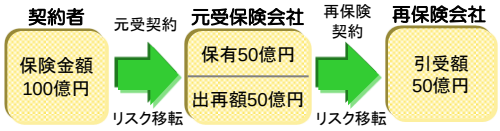


**（2）再保険方針**

当社は、経営の健全性維持のために、保険引受リスクの適正な管理・保険成績の安定化の視点から保有・出再方針を定め、再保険を手配しております。

再保険カバーの手配にあたっては、主要格付機関による格付けをベースに策定した当社取引相手会社信用度基準を遵守し、信用度の高い出再先の選定を行っています。

なお、当社においては受再は行っておりません。

### 2．資産運用リスク

資産運用リスクには、市場リスク・信用リスク等があります。当社は現在、株式・債券への投資等資産運用リスクに係る運用は行っておりません。

### 3．オペレーショナルリスク等

オペレーショナルリスク等とは、流動性リスクおよびオペレーショナルリスクをいい、オペレーショナルリスクは具体的には下記（2）以下のリスクに細分化して管理しています。

#### （1）流動性リスク

流動性リスクには、「市場流動性リスク」と「資金繰りリスク」との二つが含まれます。

「市場流動性リスク」とは、市場の混乱等により、不利な価格での取引を余儀なくされることで損失を被るリスクをいいますが、当社は現在、市場流動性リスクに係る資産運用は行っておりません。

「資金繰りリスク」については、流動性資産を十分保有するとともに、流出入資金の正確な把握に努め、適切な資金繰り管理を行っています。

#### （2）事務リスク

事務リスクとは、役職員・代理店が適切な事務の遂行を怠ったり事故・不正を起こすことや、新しい事務システムの開発に際して十分な検証が行われず導入時に混乱が発生するなどにより、お客様に対する業務品質が低下したり、会社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、各種規程等を整備するとともに、お客様の声等から収集した事務事故発生の要因分析・再発防止策の推進や、業務監査等を通じた事務リスク管理体制の定期的な検証を行うことにより、リスク発現防止に努めています。

#### （3）情報資産リスク

情報資産リスクとは、個人情報・会社機密情報の漏えいと、情報システムのダウンまたは誤作動等の不備、不正使用、開発計画の不備や開発遅延により損失を被るリスクをいいます。

情報の管理に関しては、プライバシーポリシーおよび個人情報保護に関する諸規定を整備し情報管理を徹底するとともに、外部委託先へ業務発注する際にもセキュリティ要件の充足を徹底します。

また、システム面に関しては、セキュリティポリシーに基づきリリース前の十全なテストを実施し、システムの運用面に関しては、安全性・信頼性の高い専門会社に委託することでリスク発現防止に努めています。

さらに、災害や不測の事故発生に備え、重要なデータのバックアップの取得や、コンティンジェンシープランの整備など、迅速な対応ができるよう努めています。

### （4）風評リスク

風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害を被るリスクをいいます。

当社は適切な業務運営・情報開示に努め、風評につながるリスクを未然に防止するとともに、各種メディアやインターネット上の掲示板等で風評被害が確認された場合には、状況を確認し迅速な対応ができるよう努めています。

### （5）その他のオペレーショナルリスク

上記以外にも、募集リスク、企画・開発リスク、外部経営環境リスク、法務リスク、事故・災害リスク、人的リスク等の様々なリスクを認識し、各所管部を中心にしてこれらのリスク管理に努めています。

## 危機事象発生時の対応体制

上記のような各種リスクの具体的な発現により、事業活動に重大な影響を与える事象が発生した場合に備え、当社は危機管理規程等で危機発生時の対応を事前に定めることにより迅速な対応が取れる体制を確保しています。

また、首都圏巨大地震等の重大な自然災害や、新型インフルエンザに代表される伝染病流行時等、当社の事業継続に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合には、事業継続計画（BCP)に従いお客様対応に係る業務継続に経営資源を集中いたします。

# 内部監査および社外監査・検査

## 内部監査

当社の内部監査態勢については、取締役会が決定した「内部監査方針」において定め、他部門から独立した立場で内部監査を実施する内部監査部を設置しています。内部監査は、法令等遵守態勢を含む内部管理態勢の適切性と有効性を検証し、課題の改善に向けた提言を行うことによって、健全かつ適切な業務運営の確保と内部管理の改善および経営管理の高度化を図ることを目的として、取締役会が決定した「内部監査規程」に基づいて行われます。

内部監査の対象は、当社におけるすべての業務です。また、当社の代理店・外部委託先などが行う当社業務も含みます。内部監査部は、これらの監査対象に係るリスクの状況を評価し、各年度の「内部監査計画」を策定して監査に当たります。

内部監査実施後、内部監査部は監査対象組織に対して内部監査結果を通知し、監査対象組織の改善計画や進捗状況報告等に基づきそれらの改善状況をフォロー・確認します。さらに、内部監査結果等は定期的に取締役会に報告しています。

## 社外監査・検査

当社は、外部の監査として、法令に基づき会計監査人による会計監査を受けています。また、保険業法の定めにより金融庁の検査を受けることになっています。

●社内外の監査体制

（平成24年7月1日現在）

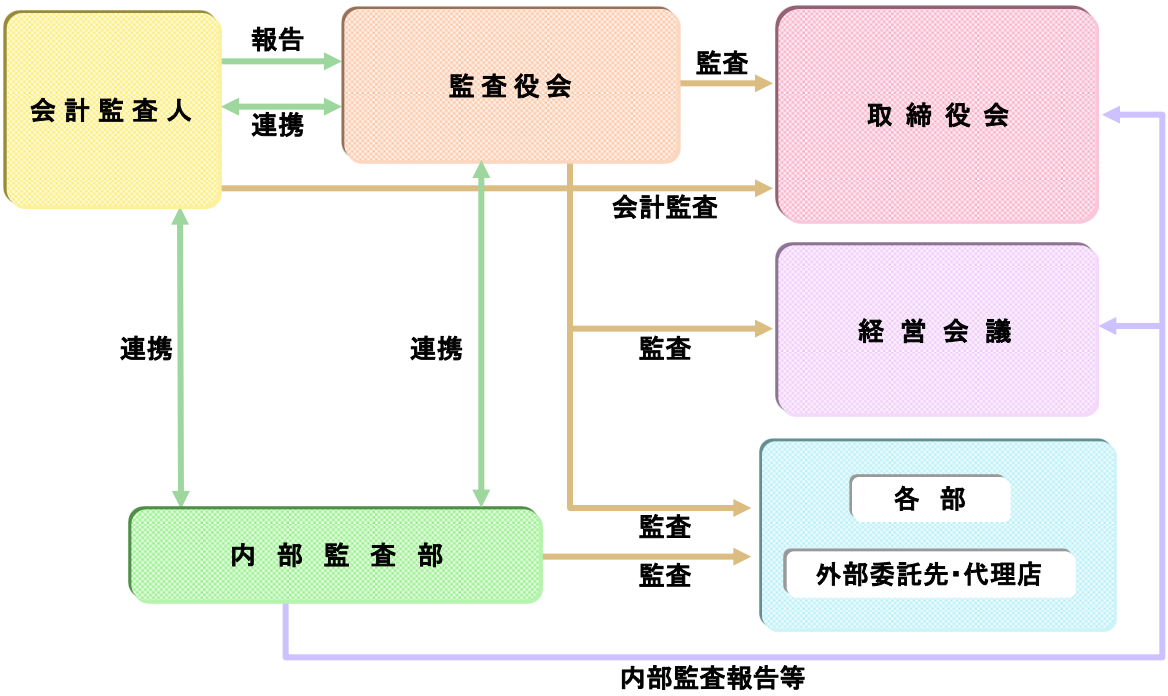

# 環境保護の取り組み・社会貢献活動

## 環境保護

### ●環境にやさしいビジネスモデル

当社は携帯電話・スマートフォン・パソコン等で保険の手続きを全て完結することができます。申込書不要、証券等不発行により紙資源を節約することができる環境にやさしいビジネスモデルを構築しています。

### ●地球環境保護への取り組み

地球温暖化防止に対応すべく、当社は空調、照明、PC等の節電を通じ全社員が工夫をこらして、CO2削減に取り組んでいます。

また、クールビズ、早帰り、ライトダウン等の各運動にも積極的に参加・展開し、より効果的な地球環境保護に努めています。

## 社会貢献活動（当社のCSR活動）

### ●「スマートサイクリングプロジェクト」展開

健康、環境などへの関心が高まるとともにスポーツ自転車や自転車通勤の普及に比例し、自転車事故はこの10年で歩行者との事故が3.7倍、自転車同士の事故が4.4倍*と急増しています。（*出典：警察庁事故統計）こうした社会状況を踏まえ、当社では平成23年5月の開業にあたり、月額100円の「開業記念 自転車プラン」を発売し、自転車利用者の皆様にご好評をいただきました。

商品は順次拡充を図っておりますが、「自転車保険のau損保」として、自転車運転における“マナーを守ること”“事故を無くす”ことを広く皆様に訴え、安心で安全な自転車ライフの実現を目指す「スマートサイクリングプロジェクト」を当社CSR活動として展開しております。

既に、多くの企業・団体・個人の皆様から、当社が提唱する「スマートサイクリング」の趣旨にご賛同をいただき、「スマートサイクリング宣言」をしていただいております。

これらの活動を支える拠点として、自転車のマナーや事故に関する情報を集約した専用サイト「スマートサイクリングサイト」を昨年11月に開設し、皆様が共に集う場として活用いただいております。

このプロジェクトでは、これまで、都内の交差点を独自に調査した自転車ユーザー向けの「東京都内の危険な交差点ランキング」を発表し、また、KDDIデザイニングスタジオにて、本プロジェクトにご賛同頂いている企業、団体、オピニオンリーダー・有名サイクリストの皆さん等を招いてのトークイベントの開催などをしてまいりました。

「スマートサイクリング宣言」

「スマートサイクリングサイト」

「スマートサイクリングプロジェクト」イベント

当社では引き続き、より多くの方に「スマートサイクリング宣言」をしていただき、より快適な自転車ライフをお送りいただけるよう、取組みを進めてまいります。

# 環境保護の取り組み・社会貢献活動

## ●Cycle Aid Japan 2012（東日本復興サイクリング）協賛

東日本大震災の発生から１年、一般社団法人 自転車協会が主催する自転車で走ることにより、東日本の復興に役立つことを目指す「Cycle Aid Japan 2012」に協賛をしました。

本年5月12日から5月27日の毎週土日、北上ルートと南下ルートに分かれたサイクリスト延べ約1500人が復興サポートの思いを込めて東北地方を走りました。

「CYCLE AID JAPAN 公式サイト」

「グランドフィナーレ」

## 社会貢献活動（損保協会の活動）

当社は当社独自の社会貢献活動のほか、「一般社団法人 日本損害保険協会」（以下「損保協会」という）の一員として、損保業界としての「社会の安全・安心への貢献事業」に参画し、社会貢献活動に取り組んでいます。

主な取組みは以下のとおりです。

### １．環境問題への取組み

**（１）リサイクル部品活用の推進**

自動車の利用者に、自動車を修理する際に部品を交換するのではなく、できるだけ補修をすることで廃棄される部品を減らせることや、交換が必要な場合でも、新品ではなく、リサイクル部品を利用することで、廃棄物と同時に製造時に発生するCO2排出量も減らせることを訴えるため、業界統一ロゴを作成し、チラシや専用ホームページで啓発をしています。

2011年度は、会員各社自らが社有車の修理に積極的にリサイクル部品を活用することを宣言するとともに、個社毎の取組みを実施したほか、2011年11月～12月には関係省庁の後援および関連団体の協賛を得て、リサイクル部品活用推進キャンペーン（チラシ配布等による啓発とリサイクル部品の利用状況と満足度アンケート調査）を実施しました。

**（２）エコ安全ドライブの推進**

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の普及啓発のため、自動車教習所でのビデオクリップ放映、各種リーフレット・ステッカーの作成・交付を行っています。

**（３）環境問題に関する目標**

損保業界では、地球温暖化の大きな原因である二酸化炭素の削減および循環型社会形成に向けた廃棄物の削減に関する目標を定め、取り組んでいます。

## 2. 防災・自然災害対策

**（1）地域の防災力・消防力強化への取組み**

①軽消防自動車の寄贈
　小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国自治体や離島に寄贈しています。

②防火標語の募集と防火ポスターの制作
　防火意識の高揚、普及、啓発を目的として防火標語の募集を行い、入選作品である「全国統一防火標語」を掲載した防火ポスターを制作し、全国の消防署をはじめとする公共機関等に寄贈し、全国各地の防火意識の啓発・PR等に使用いただいております。

③ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発
　各市町村作成のハザードマップを通じて、洪水や地震などの自然災害リスクの周知・理解促進を行い、自然災害に対する備えの重要性を知ってもらう啓発活動を進めています。

**（2）地域の安全意識の啓発**

①実践的安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及
　子どもたちが楽しみながらまちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全の施設等を発見してマップにまとめる実践的安全教育プログラムである「ぼうさい探検隊」の普及を通じ、安全教育の促進を図っています。

②地域防災リーダーの育成
　大学生が災害時に地域防災リーダーとして活躍してもらうことを目的として、作られた防災ボランティアプログラムの紹介・実践を通じ、地域防災リーダーの育成を図っています。

③幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及
　幼児向けに、遊びながら災害から身を守るポーズが学べるカードゲームを作成・普及し、防災意識の定着を図っています。

## 3. 交通安全対策

**（1）交通事故防止・被害者への支援**

　自賠責保険事業から生じた運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- 自動車事故防止対策：若年者向け交通マナー教育拡充事業支援、飲酒運転根絶事業支援等
- 自動車事故被害者支援：高次脳機能障害者支援等
- 救急医療体制の整備：救急外傷診療研修補助、ドクターヘリ体制整備補助等
- 自動車事故の医療に関する研究支援
- 適正な保険金支払のための医療研修等

**（２）交通安全啓発活動**

①交差点事故防止活動

事故の多い交差点（その付近も含む）での事故防止を目的に、47都道府県単位で事故の多い交差点5箇所の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を損保協会のウェブサイトで公開しています。

②自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルールとマナーを解説し、また、事故に備える保険や自転車事故による高額賠償事例を紹介した冊子「知っていますか？自転車の事故」や「小学生のための自転車安全教室～たのしくまなぶルールやマナー～」を作成して、自転車事故防止の啓発を行っています。

③シニアドライバーの事故防止活動

シニアドライバーの交通安全啓発の取組みとしてチラシ「シニアドライバーのための交通安全のすすめ」を作成しています。チラシでは、事故が起きやすい場面の例や、交通事故原因を、わかりやすくイラストやグラフで記載しているほか、安全運転力のチェック項目を記載し、「事故防止のためには、自分の運転を客観的に評価し、常に安全運転の基本動作が出来ているか意識することが重要」であることを呼びかけています。

④飲酒運転防止活動

飲酒運転を許さない社会の構築と飲酒運転事故撲滅を目指して、冊子「飲酒運転防止マニュアル」の作成や講習会への講師派遣、イベント等における啓発展示等の活動を行っています。

## 4. 犯罪防止対策

**（１）盗難防止の日（10月7日）の取組み**

損保協会では、自動車盗難、車上ねらい、住宅侵入盗難に対する防止啓発を目的として10月7日を「盗難防止の日」と定め、2003年から毎年、全国47都道府県の約60ヶ所の街頭で損保社員、警察関係者などが盗難防止啓発チラシとノベルティを配布し、盗難防止を訴えています。

**（２）自動車盗難の防止**

損保協会では、「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間事務局として参画し盗難対策に取り組み、また、イモビライザ（自動車盗難防止装置）の標準装備や防犯性能の高いカーナビの普及などを実現するため、関係省庁・団体に要望提言を行っています。

**（３）啓発活動**

犯罪や事故について大人と子どもが一緒に考えることで防犯意識を高めることを目的に「子供を犯罪・事故から守る手引き」を作成しています。また、身近に起こる犯罪対策と防犯活動を取りまとめた「くらしの防犯カルテ」や防犯啓発ビデオも作成しています。

# 保険商品・サービス

取扱い商品と新商品開発 …… 36
保険の仕組み …… 37
約款 …… 38
保険料 …… 39
保険金 …… 40
お客様サポート体制 …… 42
損害サービス …… 43

# 取扱い商品と新商品開発

## （１）販売商品の一覧（個人向け・企業向け）

（２０１２年６月末現在）

### ■ 個人向け商品

#### ● Myスマート保険（スタンダード傷害保険）

● 今話題の自転車保険！賠償額最大1億円のプランも！

- **新自転車ワイドプラン**
- **１００円自転車プラン**

● ライフスタイルに合わせた３プラン！日常生活もサポート！

- **レジャープラン**
- **スポーツプラン**
- **ゴルフプラン**

#### ● Myスマート保険 world（海外旅行保険）

● １日あたり５００円で、治療・救援費用から携行品損害までをまとめてパッケージ！

#### ● Myスマート保険 once（国内旅行傷害保険）

● 旅行中の賠償責任補償はもちろん、大切な持ち物などの盗難・破損なども補償！

- **おでかけプラン**

### ■ 企業向け商品

● 約定履行費用保険　　● スタンダード傷害保険

## （２）新商品の開発状況

| 実施年月日 | 項　　目 | 概　　要 |
|---|---|---|
| ２０１１年　５月２５日 | 開業と同時に、以下の商品を販売開始<br>・ 開業記念１００円自転車プラン（My スマート保険）<br>・ レジャープラン、ランナーズプラン、スポーツプラン、ゴルフプラン （My スマート保険）<br>・ 国内旅行傷害保険 （My スマート保険 once） | |
| ２０１１年　７月　１日 | 自転車ワイドプラン（My スマート保険）を販売開始 | |
| ２０１１年　９月１５日 | 携行品損害補償特約（My スマート保険・ My スマート保険 once）の改定 | 身の回り品の一部につき、補償の対象外化 |
| ２０１１年１１月　１日 | １００円自転車プラン（My スマート保険）を販売開始 | |
| ２０１１年１１月２９日 | 海外旅行保険（My スマート保険 world）を販売開始 | |
| ２０１２年　１月３１日 | 新自転車ワイドプラン（My スマート保険）を販売開始 | |
| ２０１２年　２月２３日 | 個人賠償責任補償特約（My スマート保険・ My スマート保険 once） の改定 | 被保険者が責任無能力者であり、かつその親権者等が責任を負う場合は、親権者等を被保険者に追加 |
| ２０１２年　２月２８日 | 新自転車ワイドプラン（My スマート保険）に「家族タイプ」・「夫婦タイプ」を追加 | |
| ２０１２年　５月２５日 | スタンダード傷害保険（My スマート保険）の改定 | 入院一時金の取扱いの変更、自転車事故の取扱いの明確化　など |

# 保険の仕組み

## （1）保険制度

損害保険は、共通の危険を持つ多くの人が集合し、合理的な計算に基づいた拠出（保険料の支払い）をすることにより、そのうちのある方が「一定の偶然な事故」にあった場合に、その拠出の中から損害の補償（保険金）を受け取ることができるという仕組みです。

つまり、損害保険制度とは、「大数の法則」を利用して相互にリスクを分散し、経済的補償を与えることにより、個人生活と企業経営の安定に大きく寄与することができる制度と言えます。

## （2）保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が「一定の偶然な事故」によって生じる財産上の損害を補償することを約束し、それに対してご契約者がその「一定の偶然な事故」の発生可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約束することによって、成立する契約です。

したがって、双務・有償契約であり、ご契約者と保険会社の意思の合意のみで成立する諾成契約という性質を有しています。適正でご契約者のご希望に沿った正確な契約引き受けのため、当社ではご契約にあたり、ご契約の特に重要な事項について、「お申し込み内容のご確認」を用いてご確認させていただいている他、契約成立後も「My au損保」ページの契約確認画面に表示しています。

# 約款

## （1）約款の位置づけ

保険契約の内容を定めたもので、ご契約者・被保険者（補償の対象となる方）と保険会社の権利・義務が具体的に記載されています。約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・除外する特約があります。

**※ 約款に記載される主な事項**

① 保険の対象となる事故、損害
② 保険金をお支払いできない場合
③ 保険金の算出方法
④ 保険会社へ申し出・連絡すべき事項（契約前、契約後、事故発生時等）
⑤ 保険契約が失効もしくは無効となる場合
⑥ 保険契約が解約・解除される場合

## （2）契約時の留意事項

損害保険会社の販売する商品は、保険という無形の商品であり、その内容は約款で定められています。ご契約にあたっては、約款の内容につき、十分にご確認の上、お申し込みください。

特に以下のようなことをご確認いただく必要があります。

- どのような事故が補償の対象となるのか
- 重要な事実を保険会社に正確に申し出ているか
- 契約後、どのような場合に保険会社に通知をしなければならないのか
- 支払われる保険金はどのように決められるのか（一定以上の損害に達しないと保険金が支払われない場合や、損害の額から一定額を差し引いて保険金が支払われる場合があります）
- どのような場合に保険金が支払われないのか
- どのような場合に保険契約が効力を失うのか
- 解約した場合にどのようになるのか
- 事故発生時にどのように対応すればよいのか

なお、お申し込み内容が事実と異なる場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

## （3）約款に関する情報提供

約款の内容については、約款（普通保険約款とその特約）とは別に、その内容をわかりやすく説明した商品説明ページ、重要事項説明書（「契約概要のご説明」、「注意喚起情報のご説明」）等をホームページ上にご用意しています。

よくご覧いただき、十分理解された上でのご契約をお願いします。

# 保険料

## （１）保険料の収受・返戻

保険料（分割払いのときは初回保険料）は、ご契約と同時にお支払いいただく必要があります。保険のお申し込みをいただいても、保険料をお支払いいただく前に生じた事故については、当社は保険金をお支払いできません。また、保険料を分割してお支払いいただく契約においても、２回目以降の保険料のお支払いが定められた期日までにない場合は、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

なお、保険料のお支払いは、「クレジットカードによるお支払い」または「携帯電話の通信料金に合算してのお支払い」と、便利な方法をご用意しています。

また、保険契約が失効した場合や解除された場合には、保険料を約款の規定に従ってお返しいたします。ただし、お返しできない場合もありますので、約款等をご確認ください。

## （２）保険料率

保険料は、純保険料（将来の保険金支払いに充てられる部分）と付加保険料（保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料などに充てられる部分）から成り立っており、純保険料は、当社が金融庁からの認可取得もしくは金融庁への届出を行ったものを基礎として適用しています。

なお、損害保険料率算出機構は、自動車保険・傷害保険等の純保険料率を参考料率として算出し、当社を含む会員保険会社各社に提供しています。

## 事故のご連絡から保険金のお受け取りまで

お客様にご満足いただける損害サービスの提供は、保険会社にとって最も重要な責務です。当社では、不幸にも事故にあわれたお客様へ、解決に向けての適切なアドバイスを行い、丁寧でスピーディな事故解決に努めています。

**1 事故のご連絡**
「事故受付デスク」へのお電話またはインターネットで、事故のご連絡を受け付けております。事故発生状況、損害（発生）状況などをご連絡ください。

↓

**2 保険金ご請求からお受け取りまでのご説明と保険金請求のご案内**
お客様から事故のご連絡をいただくと、契約内容確認の後、事故状況の詳細等を確認します。その上で、少しでも早くご安心いただけるように、解決までの流れをご説明いたします。

↓

**3 保険金のご請求に必要な書類のご提出**
保険金請求書等、当社よりご案内する必要書類をご提出いただきます。
迅速なお支払いのために、軽微な事故の場合などには、保険金のお支払い手続きに必要な書類を一部省略しております。

↓

**4 損害等の確認**
お客様・相手方・修理先・病院などへ損害内容や被害状況の確認を行います。
対応の経過は、随時電話やメールにて、もれなくご報告いたします。

↓

**5 お支払いする保険金のご説明と保険金のお支払い**
お客様・相手方・修理先・病院などの関係者への確認や関係書類をもとに、お支払いする保険金を算出します。お客様へお支払いする保険金をご説明させていただき、保険金をお支払いいたします。

### ●事故のご連絡

事故が発生した際は、まず被害の拡大防止、負傷者の救護等を行うとともに、消防署・警察などに連絡してください。また相手方の住所・氏名・勤務先・保険会社などもできるだけその場で確認してください。

以上、緊急の措置を行った後、すみやかに当社フリーコールまたはインターネットにて、事故の内容をご連絡ください。24時間・年中無休で、事故のご連絡をお受けしております。

### ●保険金のご請求からお受け取りまでのご説明と保険金請求のご案内

お客様から事故のご連絡をいただくと、契約内容確認の後、事故状況の詳細等を確認します。その後お支払いの可能性のある保険金をお客様にご案内するとともに、「保険金請求のご案内」をお客様へ郵送します。また、保険金のご請求からお受け取りまでの流れと、保険金の請求に必要な書類等についてもご案内します。

### ●保険金のご請求に必要な書類のご提出

保険金請求書など、当社よりご案内する必要書類をご提出ください（電話での確認により省略できる場合がありますので、その際は別途ご案内します）。

### ●損害等の確認

適切な保険金のお支払いのために、当社が事故の状況や損害の状況、治療の経過、保険金のお支払い対象になる事故かどうかの確認等、各種の損害確認を行いますので、ご協力をお願いいたします。

例）おケガの場合：その程度や治療内容確認のための診断書等のお手配
携行品等に損害が発生した場合：損害状況確認のための修理見積書・写真等のお手配

### ●お支払いする保険金のご説明と保険金のお支払い

お客様・相手方・修理工場・病院などの関係者への確認や関係書類をもとに、お支払いする保険金を算出します。

保険金が確定した後、お客様へその内容をご説明させていただき、ご指定口座へのお振り込みを行います。

また、「お支払の内容」と「お支払対象外の場合はその理由」を記載した「保険金支払通知」を、お客様へ郵送します。

事故の内容によっては保険金が支払われない場合がございますので、その場合には、お支払いできない理由を保険約款や損害確認の結果などに基づきご説明します。

### ●保険金お支払いに関する不服審査お申し出制度

保険金をお支払いできない旨を通知したご契約について、当社の説明ではご納得いただけないお客様からのお申し出を受け付け、損害サービス部門とは独立した部署がお支払いに関する決定内容を確認する「保険金のお支払いに関する不服審査お申し出制度」を開設しております。

**不服審査のお申し出**

**保険金審査室**

**受付時間：9：00～17：00**
**（土・日・祝・祭日・年末年始を除く）**

フリーコール **0077-78-1133**
**（通話料無料）**

### 中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関

●そんぽADRセンター東京

一般社団法人日本損害保険協会は、保険業法に基づく指定紛争解決機関として金融庁長官の指定を受け、そんぽADRセンター東京（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）において、お客様から損害保険全般に関する苦情や紛争解決の申し立てをお受けし、中立・公正な立場から問題解決のお手伝いをしています。

なお、同センターが受け付けることのできる苦情や紛争解決の申し立ては、同協会との間で手続実施基本契約を締結した保険会社に関連するものに限られます。当社は、同協会との間で手続実施基本契約を締結しております。

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（http://www.sonpo.or.jp）

# お客様サポート体制

## au損保カスタマーセンター

お客様からのお問い合わせは以下の窓口で受付けております。

### お電話でのお問い合わせ

**au損保カスタマーセンター**

受付時間：9:00～18:00（年末年始を除く）

フリーコール **0800-700-0600**

（通話料無料）

### メールでのお問い合わせ

**24時間365日受付**

下記のEメールアドレスへご連絡ください。
なお、お電話による回答でも
お差し支えない場合は、
日中のご連絡先もご記入ください。

support-2p@info.au_sonpo.co.jp

ケータイからは、右のQRコードをご利用いただくと、
メールを作成いただけます。

# 損害サービス

## 損害サービスネットワーク

### ●損害サービスネットワーク

当社の損害サービスセンターの所在地は東京です。このほか札幌、盛岡、仙台、静岡、名古屋、京都、大阪、神戸、金沢、岡山、広島、高松、福岡、熊本の全国14ヵ所に駐在する駐在員（当社社員）と連携して万全の事故対応にあたらせていただきます。

### ●２４時間・３６５日事故受付サービス

突然やってくる事故からお客様をしっかりとサポートし、安心していただけるよう、万全の体制で、24時間365日事故のご連絡をお受けします。

**お電話での事故連絡**

**au損保事故受付デスク**

フリーコール **0077-78-0365**

（通話料無料）

### ●インターネットサービス

お電話だけでなくインターネットでも事故のご連絡をお受けします。

担当者へのお問い合わせへの回答メールや保険金お支払い情報のメールなど、お客様にとって必要な情報を適切なタイミングでお届けします。

また、書類の郵送によるやり取りのいらないインターネットによるご請求手続きも可能です。

### ●安心の事故対応サービス

事故の受付から保険金お支払い手続きまで、お客様からのお問い合わせやご相談のすべてを専任担当者が親切・丁寧にお応えします。また、全国の損害調査ネットワークと弁護士・医師ネットワークでお客様をサポートします。

### ●保険金請求書類省略サービス

軽微な事故の場合には、保険金のお支払手続に必要な書類を一部省略します。お客様の書類をご用意いただく手間を省き、わかりやすく簡単な手続きで保険金をお支払いします。

### ●日弁連弁護士のご紹介サービス

法律相談費用補償特約・弁護士費用等補償特約をご契約いただき、支払対象となる事故にあわれた場合、当社と協定している日本弁護士連合会を通じてお近くの弁護士会に所属している弁護士のご紹介が可能です。

もらい事故にあってしまい、おこころあたりの弁護士がいない場合でも当社が最適な弁護士をご紹介いたします。

### ●海外アシスタンスサービス

海外旅行中の病気・ケガなど、万一の場合には、「au損保海外サポートデスク」が世界的なネットワークを持つアシスタンス会社との提携により、キャッシュレス・メディカル・サービス、病院への移送、医師・看護師の派遣などの緊急医療アシスタンスサービス、破損したスーツケースのリペアサービスなどを行います。

**お電話での事故連絡**

**au損保海外サポートデスク**

**年中無休・２４時間・日本語受付**

**日本国内から**

フリーコール **0077-78-7365**

**または**

**03-6365-8885**

**海外から**

**(81)-3-6365-8885**

（コレクトコールをご利用ください）

# 業績データ

事業の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
経理の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

## 平成２３年度における事業の概況　（平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日まで）

### ●事業の経過及び成果等

平成23年度のわが国経済は、東日本大震災と原発問題による影響が残る中、欧州債務問題に端を発した世界経済の減速や歴史的円高の進行、タイの大洪水被害、中東情勢の不安定化による資源価格の高騰などにより経済成長は低迷し、貿易収支も31年ぶりの赤字となりました。また、これを受けて経常収支赤字への懸念も高まるなど、先行きは楽観できない状況にあります。

こうした経済情勢の下、損害保険業界は、自動車損害賠償責任保険等での保険料見直しはありましたものの、自動車保険における損害率の高止まり、自然災害による保険金支払いの大幅増加、資産運用環境の悪化等により、依然として厳しい経営環境にあります。一方、当社事業と関わりの深い移動通信業界におきましては、利用料金をはじめ、スマートフォンを中心とするデバイスの多種・多様化や、種々のコンテンツサービス提供等において、活発な競争が展開されております。

このような中、当社は、平成23年5月25日、KDDI(株)のモバイルコンテンツ開発力・マーケティング手法と、あいおいニッセイ同和損害保険(株)の保険インフラ・商品開発力を融合し、携帯電話ユーザーのライフスタイルに応じた“いつでも・どこでも・手軽に”利用できる、従来にはなかった全く新しいコンセプトの損害保険事業展開を目指し、営業を開始いたしました。

お客様のライフスタイルやニーズに対応した「My スマート保険」（スタンダード傷害保険）、「My スマート保険once」（国内旅行傷害保険）や、1日あたりの保険料500円の「My スマート保険world」（海外旅行保険）をご提供いたしますとともに、近年、社会的関心が高まる自転車事故に着目し、月額保険料100円の「開業記念　自転車プラン」を皮切りに、補償を充実させた「自転車ワイドプラン」「新自転車ワイドプラン」の販売や、ご家族・ご夫婦向けタイプの追加等、ラインアップの拡充を進めてまいりました。同時に当社では、“自転車のマナーを守る”、“自転車の事故を無くす”ことを広く訴える「スマートサイクリングプロジェクト」を開始し、専用のWebサイトやFacebook上での推進をはじめ、自転車業界とも連携した様々な活動展開を行っております。

一方、お客様への利便性を更に高めるために、au携帯・スマートフォンに加えて、パソコン、「iPhone」「iPad」からのお申込み等の手続きも開始いたしております。

さらに当社では、経営の健全性と契約者への公平性を確保する視点から、適時・適切な損害サービス業務を実行するとともに、保険事業が有する高い社会性・公共性を認識し、万全な事業インフラの構築、コーポレート・ガバナンスの充実、コンプライアンス・リスク管理の徹底を図り、「お客様の声」を反映した継続的な業務品質向上等にも努めております。

このような中、当期の業績は以下のとおりとなりました。

保険引受収益は7千7百万円、その他経常収益が4万円で、経常収益は7千7百万円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用が1億2千4百万円、営業費及び一般管理費が7億1千4百万円、その他経常費用が9千4百万円、保険業法第113条繰延額が7億6千万円で、合計は1億7千2百万円となりました。この結果、経常損失は9千4百万円となり、これに法人税及び住民税、法人税等調整額を加減した当期純損失は、3億4百万円となりました。

保険引受及び資産運用の概況は次のとおりであります。

【保険引受の概況】

保険引受収益のうち正味収入保険料は7千7百万円であります。一方、保険引受費用のうち、正味支払保険金が6百万円、損害調査費が8千4百万円で、正味損害率は118.3%となりました。また、正味事業費率は885.4%となり、これに支払備金繰入額、責任準備金繰入額を加減した保険引受損失は7億6千万円となりましたが、この全額を保険業法第113条繰延額として計上しております。

【資産運用の概況】
当期末の総資産は、前期末に比べ6億6百万円増加して49億3千4百万円、運用資産は前期末に比べ、2億1千7百万円減少して38億8千3百万円となりました。
なお、運用資産は、その全額が預貯金（決済性普通預金）および建物（建物付属設備）であるため、利息及び配当金収入などの資産運用収益、並びに資産運用費用は発生しておりません。

●対処すべき課題
損害保険業界を取り巻く厳しい収益環境、移動通信市場における競争激化は、今後も続いていくものと予想されます。こうした中、当社は新たなビジネスモデルによる損害保険会社として、創業時の経営理念に基づき、今後もお客様の生活に密着した新しい保険サービスを次々とご提供することで、お客様のライフスタイルをご支援し、お客様にとってより身近な保険会社となることを目指してまいります。
開業後も刻々と変化している事業環境におきまして、常にスピード感を持った柔軟な対応を実行する中で、今後は、大きな反響を呼んでいる「自転車テーマ」を軸として、当社の認知度を更に向上させる取組を展開するとともに、KDDI(株)の提供する様々なサービス・コンテンツと強力に連動した保険販売施策推進により、保険料収入並びにお客様数の大幅な増大を図ることで、当社収益基盤をより強固なものとしてまいります。
また、「お客様の声」に基づき、迅速なPDCAを実践し、当社業務・サービスの改善・拡充にも永続的に取り組むとともに、持続的成長を確保するための事業運営体制、経営ガバナンス、リスク管理の一層の強化・徹底を図ってまいります。

## 1．主要な経営指標等の推移

（単位：百万円）

| 項目＼年度 | 平成21年度<br>（平成22年2月23日から<br>平成22年3月31日まで） | 平成22年度<br>（平成22年4月 1日から<br>平成23年3月31日まで） | 平成23年度<br>（平成23年4月 1日から<br>平成24年3月31日まで） |
|---|---|---|---|
| 正味収入保険料 | ― | ― | 77 |
| 経常収益 | ― | 5 | 77 |
| 経常損失 | 9 | 230 | 94 |
| 保険引受損失 | ― | ― | 760 |
| 当期純損失 | 9 | 263 | 304 |
| 正味損害率 | ―％ | ―％ | 118.3％ |
| 正味事業費率 | ―％ | ―％ | 885.4％ |
| 利息及び配当金収入 | ― | ― | ― |
| 運用資産利回り（インカム利回り） | ― | ― | ― |
| 資産運用利回り（実現利回り） | ― | ― | ― |
| 資本金<br>（発行済株式総数） | 300<br>（6,000株） | 2,400<br>（90,000株） | 2,400<br>（90,000株） |
| 純資産額 | 290 | 4,227 | 3,922 |
| 総資産額<br>（積立勘定として経理された資産額） | 297<br>（―） | 4,327<br>（―） | 4,934<br>（―） |
| 責任準備金残高 | ― | ― | 45 |
| 貸付金残高 | ― | ― | ― |
| 有価証券残高 | ― | ― | ― |
| 単体ソルベンシー・マージン比率 | ―％ | ―％ | 13,536.4％ |
| 配当性向 | ―％ | ―％ | ―％ |
| 従業員数 | 13 | 46 | 44 |

（注）1. 正味損害率＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料
2. 正味事業費率＝（諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷正味収入保険料
3. 運用資産利回り（インカム利回り）＝利息及び配当金収入÷平均運用額
4. 資産運用利回り（実現利回り）＝資産運用損益÷平均運用額
5. 当社は、平成22年2月に設立のため、平成21年度より記載しております。
6. 平成21年度はモバイル損保設立準備株式会社の数値であり、以下の諸表においても同様です。

## 2．保険契約等に関する指標

### (1) 保険料

#### ①正味収入保険料

（単位：百万円）

| 種目＼年度 | 平成21年度（平成22年2月23日から平成22年3月31日まで） | | | 平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで） | | | 平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 構成比 | 増収率 | 金額 | 構成比 | 増収率 | 金額 | 構成比 | 増収率 |
| 火災 | － | －% | －% | － | －% | －% | － | －% | －% |
| 海上 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 傷害 | － | － | － | － | － | － | 57 | 74.0 | － |
| 自動車 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 自動車損害賠償責任 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| その他 | － | － | － | － | － | － | 20 | 26.0 | － |
| **合計** | **－** | **－** | **－** | **－** | **－** | **－** | **77** | **100.0** | **－** |

（注）正味収入保険料…元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

#### ②元受正味保険料（含む収入積立保険料）

（単位：百万円）

| 種目＼年度 | 平成21年度（平成22年2月23日から平成22年3月31日まで） | | | 平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで） | | | 平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 構成比 | 増収率 | 金額 | 構成比 | 増収率 | 金額 | 構成比 | 増収率 |
| 火災 | － | －% | －% | － | －% | －% | － | －% | －% |
| 海上 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 傷害 | － | － | － | － | － | － | 114 | 22.1 | － |
| 自動車 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 自動車損害賠償責任 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| その他 | － | － | － | － | － | － | 403 | 77.9 | － |
| **合計** | **－** | **－** | **－** | **－** | **－** | **－** | **517** | **100.0** | **－** |
| 従業員一人当たり元受正味保険料（含む収入積立保険料） | － | | － | － | | － | 11 | | － |

（注）1. 元受正味保険料（含む収入積立保険料）…元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。
2. 従業員一人当たり元受正味保険料（含む収入積立保険料）…元受正味保険料（含む収入積立保険料）÷従業員数

#### ③受再正味保険料

該当事項はありません。

### ④支払再保険料（出再正味保険料）

（単位：百万円）

| 種目＼年度 | 平成21年度（平成22年2月23日から平成22年3月31日まで） | | | 平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで） | | | 平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 構成比 | 増収率 | 金額 | 構成比 | 増収率 | 金額 | 構成比 | 増収率 |
| 火災 | － | －% | －% | － | －% | －% | － | －% | －% |
| 海上 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 傷害 | － | － | － | － | － | － | 57 | 13.0 | － |
| 自動車 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 自動車損害賠償責任 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| その他 | － | － | － | － | － | － | 383 | 87.0 | － |
| **合計** | **－** | **－** | **－** | **－** | **－** | **－** | **440** | **100.0** | **－** |

（注）支払再保険料…再保険料から再保険返戻金およびその他の再保険収入を控除したものをいいます。

### (2)解約返戻金

（単位：百万円）

| 種目＼年度 | 平成21年度（平成22年2月23日から平成22年3月31日まで） | 平成22年度（平成22年4月 1日から平成23年3月31日まで） | 平成23年度（平成23年4月 1日から平成24年3月31日まで） |
|---|---|---|---|
| 火災 | － | － | － |
| 海上 | － | － | － |
| 傷害 | － | － | 0 |
| 自動車 | － | － | － |
| 自動車損害賠償責任 | － | － | － |
| その他 | － | － | － |
| **合計** | **－** | **－** | **0** |

（注）解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額をいいます。

### (3)保険金

### ①正味支払保険金および正味損害率

（単位：百万円）

| 種目＼年度 | 平成21年度（平成22年2月23日から平成22年3月31日まで） | | | 平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで） | | | 平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 構成比 | 正味損害率 | 金額 | 構成比 | 正味損害率 | 金額 | 構成比 | 正味損害率 |
| 火災 | － | －% | －% | － | －% | －% | － | －% | －% |
| 海上 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 傷害 | － | － | － | － | － | － | 6 | 100.0 | 149.0 |
| 自動車 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 自動車損害賠償責任 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| その他 | － | － | － | － | － | － | － | － | 31.0 |
| **合計** | **－** | **－** | **－** | **－** | **－** | **－** | **6** | **100.0** | **118.3** |

（注）1. 正味支払保険金…元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。
2. 正味損害率…（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料

### ②元受正味保険金

（単位：百万円）

| 種目＼年度 | 平成21年度（平成22年2月23日から平成22年3月31日まで） | | 平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで） | | 平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 火災 | － | －% | － | －% | － | －% |
| 海上 | － | － | － | － | － | － |
| 傷害 | － | － | － | － | 13 | 100.0 |
| 自動車 | － | － | － | － | － | － |
| 自動車損害賠償責任 | － | － | － | － | － | － |
| その他 | － | － | － | － | － | － |
| 合計 | － | － | － | － | 13 | 100.0 |

（注）元受正味保険金…元受保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

### ③受再正味保険金

該当事項はありません。

### ④回収再保険金（出再正味保険金）

（単位：百万円）

| 種目＼年度 | 平成21年度（平成22年2月23日から平成22年3月31日まで） | | 平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで） | | 平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 火災 | － | －% | － | －% | － | －% |
| 海上 | － | － | － | － | － | － |
| 傷害 | － | － | － | － | 6 | 100.0 |
| 自動車 | － | － | － | － | － | － |
| 自動車損害賠償責任 | － | － | － | － | － | － |
| その他 | － | － | － | － | － | － |
| 合計 | － | － | － | － | 6 | 100.0 |

（注）回収再保険金…再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

### (4)未収再保険金

（単位：百万円）

| | | 平成21年度（平成22年2月23日から平成22年3月31日まで） | 平成22年度（平成22年4月 1日から平成23年3月31日まで） | 平成23年度（平成23年4月 1日から平成24年3月31日まで） |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 年度開始時の未収再保険金 | － | － | － |
| 2 | 当該年度に回収できる事由が発生した額 | － | － | 6 |
| 3 | 当該年度回収等 | － | － | 6 |
| 4 | 1+2−3=年度末の未収再保険金 | － | － | － |

（注）1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
2. 保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

### (5) 正味事業費率

（単位：百万円）

| 区分＼年度 | 平成21年度（平成22年2月23日から平成22年3月31日まで） | 平成22年度（平成22年4月 1日から平成23年3月31日まで） | 平成23年度（平成23年4月 1日から平成24年3月31日まで） |
|---|---|---|---|
| 保険引受に係る事業費 | － | － | 685 |
| （保険引受に係る営業費及び一般管理費） | （ － ） | （ － ） | （ 714 ） |
| （諸手数料及び集金費） | （ － ） | （ － ） | （ △ 28 ） |
| **正味事業費率** | **－%** | **－%** | **885.4%** |

（注）正味事業費率…保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

### (6) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

| 種目＼年度 | 平成21年度（平成22年2月23日から平成22年3月31日まで） | | | 平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで） | | | 平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 正味損害率 | 正味事業費率 | 合算率 | 正味損害率 | 正味事業費率 | 合算率 | 正味損害率 | 正味事業費率 | 合算率 |
| 火災 | －% | －% | －% | －% | －% | －% | －% | －% | －% |
| 海上 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 傷害 | － | － | － | － | － | － | 149.0 | 900.1 | 1,049.1 |
| 自動車 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 自動車損害賠償責任 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| その他 | － | － | － | － | － | － | 31.0 | 843.6 | 874.6 |
| **合計** | **－** | **－** | **－** | **－** | **－** | **－** | **118.3** | **885.4** | **1,003.7** |

（注）1. 正味損害率＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料
2. 正味事業費率＝（諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷正味収入保険料
3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

### (7) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

| 種目＼年度 | 平成21年度（平成22年2月23日から平成22年3月31日まで） | | | 平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで） | | | 平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 発生損害率 | 事業費率 | 合算率 | 発生損害率 | 事業費率 | 合算率 | 発生損害率 | 事業費率 | 合算率 |
| 火災 | －% | －% | －% | －% | －% | －% | －% | －% | －% |
| 海上 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 傷害 | － | － | － | － | － | － | 179.0 | 787.4 | 966.4 |
| 自動車 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 自動車損害賠償責任 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| その他 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| **合計** | **－** | **－** | **－** | **－** | **－** | **－** | **179.0** | **787.4** | **966.4** |

（注）1. 発生損害率＝（出再控除前の発生損害額＋損害調査費）÷出再控除前の既経過保険料
2. 事業費率＝（支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷出再控除前の既経過保険料
3. 合算率＝発生損害率＋事業費率
4. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額
5. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額

### (8) 保険引受利益

#### ①保険引受利益明細表

（単位：百万円）

| 区分＼年度 | 平成21年度（平成22年2月23日から平成22年3月31日まで） | 平成22年度（平成22年4月 1日から平成23年3月31日まで） | 平成23年度（平成23年4月 1日から平成24年3月31日まで） |
|---|---|---|---|
| 保険引受収益 | － | － | 77 |
| 保険引受費用 | － | － | 124 |
| 保険引受に係る営業費及び一般管理費 | － | － | 714 |
| その他収支 | － | － | － |
| **保険引受利益** | **－** | **－** | **△ 760** |

（注）その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などです。

#### ②保険種目別保険引受利益

（単位：百万円）

| 種目＼年度 | 平成21年度（平成22年2月23日から平成22年3月31日まで） | 平成22年度（平成22年4月 1日から平成23年3月31日まで） | 平成23年度（平成23年4月 1日から平成24年3月31日まで） |
|---|---|---|---|
| 火災 | － | － | － |
| 海上 | － | － | － |
| 傷害 | － | － | △ 583 |
| 自動車 | － | － | － |
| 自動車損害賠償責任 | － | － | － |
| その他 | － | － | △ 176 |
| **合計** | **－** | **－** | **△ 760** |

### (9) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

| 区分＼年度 | 平成21年度（平成22年2月23日から平成22年3月31日まで） | 平成22年度（平成22年4月 1日から平成23年3月31日まで） | 平成23年度（平成23年4月 1日から平成24年3月31日まで） |
|---|---|---|---|
| 国内契約 | －% | －% | 100.0% |
| 海外契約 | －% | －% | －% |

（注）上表は、収入保険料（元受正味保険料（除く収入積立保険料）と受再正味保険料の合計）について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

### (10) 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

| | 出再先保険会社の数 | 出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合 |
|---|---|---|
| **平成21年（2009年）** | －社 | －% |
| **平成22年（2010年）** | －社 | －% |
| **平成23年（2011年）** | 2社 | 100.0% |

（注）1. 出再保険料は各契約年度の特約再保険で、各事業年度に計上した出再保険料を使用しています。
2. 保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当ありません。

### (11)出再保険料の格付ごとの割合

| | A以上 | BBB以上 | その他<br>(格付けなし、不明、BB以下) | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 平成21年（2009年） | －% | －% | －% | －% |
| 平成22年（2010年） | －% | －% | －% | －% |
| 平成23年（2011年） | 100.0% | －% | －% | 100.0% |

（注）1. 出再保険料は各契約年度の特約再保険で、各事業年度に計上した出再保険料を使用しています。
2. 格付は、S&P社の各年4月1日現在を使用しています。
S&P格付がない場合はAMBest社の格付を使用しています。
AMBest社格付の場合、A－以上は「A以上」、B＋＋およびB＋は「BBB以上」、B以下は「その他」に区分しています。
格付がない場合でも親会社からの担保がある場合は親会社の格付をもって当該再保険者格付とみなしています。
3. 保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当ありません。

### (12)積立保険の契約者配当金

該当事項はありません。

## 3. 経理に関する指標等

### (1)保険契約準備金

#### ①支払備金

（単位：百万円）

| 種目＼年度 | 平成21年度<br>（平成22年3月31日現在） | 平成22年度<br>（平成23年3月31日現在） | 平成23年度<br>（平成24年3月31日現在） |
|---|---|---|---|
| 火災 | － | － | － |
| 海上 | － | － | － |
| 傷害 | － | － | 15 |
| 自動車 | － | － | － |
| 自動車損害賠償責任 | － | － | － |
| その他 | － | － | － |
| 合計 | － | － | 15 |

#### 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

該当契約はありません。

### ②責任準備金

（単位：百万円）

| 種目＼年度 | 平成21年度（平成22年3月31日現在） | 平成22年度（平成23年3月31日現在） | 平成23年度（平成24年3月31日現在） |
|---|---|---|---|
| 火災 | － | － | － |
| 海上 | － | － | － |
| 傷害 | － | － | 24 |
| 自動車 | － | － | － |
| 自動車損害賠償責任 | － | － | － |
| その他 | － | － | 20 |
| **合計** | **－** | **－** | **45** |

### 責任準備金の内訳（平成21年度）

（単位：百万円）

| 種目 | 普通責任準備金 | 異常危険準備金 | 危険準備金 | 払戻積立金 | 契約者配当準備金等 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 火災 | － | － | － | － | － | － |
| 海上 | － | － | － | － | － | － |
| 傷害 | － | － | － | － | － | － |
| 自動車 | － | － | － | － | － | － |
| 自動車損害賠償責任 | － | － | － | － | － | － |
| その他 | － | － | － | － | － | － |
| **合計** | **－** | **－** | **－** | **－** | **－** | **－** |

### 責任準備金の内訳（平成22年度）

（単位：百万円）

| 種目 | 普通責任準備金 | 異常危険準備金 | 危険準備金 | 払戻積立金 | 契約者配当準備金等 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 火災 | － | － | － | － | － | － |
| 海上 | － | － | － | － | － | － |
| 傷害 | － | － | － | － | － | － |
| 自動車 | － | － | － | － | － | － |
| 自動車損害賠償責任 | － | － | － | － | － | － |
| その他 | － | － | － | － | － | － |
| **合計** | **－** | **－** | **－** | **－** | **－** | **－** |

### 責任準備金の内訳（平成23年度）

（単位：百万円）

| 種目 | 普通責任準備金 | 異常危険準備金 | 危険準備金 | 払戻積立金 | 契約者配当準備金等 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 火災 | － | － | － | － | － | － |
| 海上 | － | － | － | － | － | － |
| 傷害 | 22 | 1 | － | － | － | 24 |
| 自動車 | － | － | － | － | － | － |
| 自動車損害賠償責任 | － | － | － | － | － | － |
| その他 | 20 | 0 | － | － | － | 20 |
| **合計** | **43** | **2** | **－** | **－** | **－** | **45** |

**責任準備金積立水準**

| 区分 | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|---|---|---|---|---|
| 積立方式 | 標準責任準備金対象契約 | ― | ― | 標準責任準備金 |
| | 標準責任準備金対象外契約 | ― | ― | ― |
| 積立率 | | ―% | ―% | 100.0% |

**(2)引当金明細表**

**平成21年度**

（単位：百万円）

| 区分 | 平成20年度期末残高 | 平成21年度増加額 | 平成21年度減少額 | | 平成21年度期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 目的使用 | その他 | | |
| 貸倒引当金 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 役員退職慰労引当金 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 賞与引当金 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 価格変動準備金 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |

**平成22年度**

（単位：百万円）

| 区分 | 平成21年度期末残高 | 平成22年度増加額 | 平成22年度減少額 | | 平成22年度期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 目的使用 | その他 | | |
| 貸倒引当金 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 役員退職慰労引当金 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 賞与引当金 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 価格変動準備金 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |

**平成23年度**

（単位：百万円）

| 区分 | 平成22年度期末残高 | 平成23年度増加額 | 平成23年度減少額 | | 平成23年度期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 目的使用 | その他 | | |
| 貸倒引当金 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 役員退職慰労引当金 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 賞与引当金 | ― | 1 | ― | ― | 1 | ― |
| 価格変動準備金 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |

**(3)貸付金償却の額**

該当事項はありません。

**(4)事業費（含む損害調査費）**

（単位：百万円）

| 区分＼年度 | 平成21年度（平成22年2月23日から平成22年3月31日まで） | 平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで） | 平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで） |
|---|---|---|---|
| 人件費 | 6 | 155 | 403 |
| 物件費 | 0 | 139 | 391 |
| 税金 | 0 | 24 | 3 |
| 拠出金 | ― | ― | ― |
| 負担金 | ― | ― | ― |
| 諸手数料及び集金費 | ― | ― | △ 28 |
| **合計** | **6** | 319 | **770** |

（注）金額は、損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」並びに「諸手数料及び集金費」の合計額であります。

### (5)損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

| | | |
|---|---|---|
| 損害率の上昇シナリオ | すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。 | |
| 計算方法 | ○増加する発生損害額＝既経過保険料×1%<br>○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。<br>○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額<br>○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額 | |
| 経常利益の減少額 | 平成22年度 | － |
| | 平成23年度 | 34万円 |

（注）異常危険準備金の残高率が50%を超えるまで取り崩しを行いません。

### (6)売買目的有価証券運用益および運用損
該当事項はありません。

### (7)有価証券売却益、売却損および評価損
該当事項はありません。

### (8)固定資産処分益および処分損
該当事項はありません。

### (9)減価償却費明細表

平成21年度

（単位：百万円）

| 資産の種類 | 取得原価 | 平成21年度償却額 | 償却累計額 | 平成21年度末残高 | 償却累計率(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| 建物 | － | － | － | － | － |
| 営業用 | | － | | － | |
| 賃貸用 | | － | | － | |
| 動産 | － | － | － | － | － |
| その他 | － | － | － | － | － |
| **合計** | **－** | **－** | **－** | **－** | **－** |

平成22年度

（単位：百万円）

| 資産の種類 | 取得原価 | 平成22年度償却額 | 償却累計額 | 平成22年度末残高 | 償却累計率(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| 建物 | 12 | 1 | 1 | 1 | 11.05 |
| 営業用 | | 1 | | 1 | |
| 賃貸用 | | － | | － | |
| 動産 | 38 | 7 | 7 | 30 | 19.01 |
| その他 | － | － | － | － | － |
| **合計** | **50** | **8** | **8** | **42** | **16.99** |

平成23年度

（単位：百万円）

| 資産の種類 | 取得原価 | 平成23年度償却額 | 償却累計額 | 平成23年度末残高 | 償却累計率(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| 建物 | 14 | 1 | 2 | 11 | 20.21 |
| 営業用 | | 1 | | 11 | |
| 賃貸用 | | － | | － | |
| 動産 | 58 | 24 | 31 | 27 | 53.32 |
| その他 | 216 | 29 | 29 | 187 | 13.79 |
| **合計** | **289** | **55** | **64** | **225** | **22.10** |

(10) リース取引
該当事項はありません。

## 4. 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

（単位：百万円）

| 区分＼年度 | 平成21年度（平成22年3月31日現在） | | 平成22年度（平成23年3月31日現在） | | 平成23年度（平成24年3月31日現在） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 預貯金 | 239 | 80.7 | 4,089 | 94.5 | 3,871 | 78.5 |
| コールローン | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 買現先勘定 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 買入金銭債権 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 金銭の信託 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 有価証券 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 貸付金 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 土地・建物 | ― | ― | 11 | 0.3 | 11 | 0.2 |
| **運用資産計** | 239 | 80.7 | 4,100 | 94.8 | 3,883 | 78.7 |
| **総資産** | **297** | **100.0** | **4,327** | **100.0** | **4,934** | **100.0** |

(2) 運用資産利回り（インカム利回り）
該当事項はありません。

### (3)資産運用利回り（実現利回り）

（単位：百万円）

| 区分＼年度 | 平成21年度（平成22年2月23日から平成22年3月31日まで） | | | 平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで） | | | 平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資産運用損益（実現ベース） | 平均運用額（取得原価ベース） | 年利回り | 資産運用損益（実現ベース） | 平均運用額（取得原価ベース） | 年利回り | 資産運用損益（実現ベース） | 平均運用額（取得原価ベース） | 年利回り |
| 預貯金 | － | 239 | － | － | 4,089 | － | － | 3,616 | － |
| コールローン | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 買現先勘定 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 買入金銭債権 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 金銭の信託 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 有価証券 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 貸付金 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 土地・建物 | － | － | － | － | 11 | － | － | 11 | － |
| 金融派生商品 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| その他 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| **合計** | **－** | **239** | **－** | **－** | **4,100** | **－** | **－** | **3,628** | **－** |

（注）1. 資産運用損益（実現ベース）は、損益計算書における「資産運用収益」および「積立保険料等運用益」の合計額から「資産運用費用」およびその他特別損失に計上した子会社株式評価損を控除した金額です。
2. 平均運用額（取得原価ベース）は、原則として各月末残高（取得原価または償却原価）の平均に基づいて算出しています。コールローン、買現先勘定および買入金銭債権については日々の残高（取得原価または償却原価）の平均に基づいて算出しています。

### (参考)時価総合利回り

（単位：百万円）

| 区分＼年度 | 平成21年度（平成22年2月23日から平成22年3月31日まで） | | | 平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで） | | | 平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資産運用損益等（時価ベース） | 平均運用額（時価ベース） | 年利回り | 資産運用損益等（時価ベース） | 平均運用額（時価ベース） | 年利回り | 資産運用損益等（時価ベース） | 平均運用額（時価ベース） | 年利回り |
| 預貯金 | － | 239 | － | － | 4,089 | － | － | 3,616 | － |
| コールローン | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 買現先勘定 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 買入金銭債権 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 金銭の信託 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 有価証券 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 貸付金 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 土地・建物 | － | － | － | － | 11 | － | － | 11 | － |
| 金融派生商品 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| その他 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| **合計** | **－** | **239** | **－** | **－** | **4,100** | **－** | **－** | **3,628** | **－** |

（注）資産運用損益等（時価ベース）は、資産運用損益（実現ベース）にその他有価証券および金銭の信託（その他有価証券に準じて処理をする運用目的・満期保有目的以外のものに限る）に係る評価差額（税効果控除前の金額による）の当期増減額を加算した金額です。
また、平均運用額（時価ベース）は、平均運用額（取得原価ベース）にその他有価証券に係る前期末評価差額（税効果控除前の金額による）並びに売買目的有価証券および金銭の信託に係る前期末評価損益を加算した金額です。

### (4)海外投融資

該当事項はありません。

## 5. 資産・負債の明細

### (1) 預貯金

（単位：百万円）

| 区分＼年度 | 平成21年度（平成22年3月31日現在） | 平成22年度（平成23年3月31日現在） | 平成23年度（平成24年3月31日現在） |
|---|---|---|---|
| 郵便振替・郵便貯金 | － | － | － |
| 当座預金 | － | － | － |
| 普通預金 | 239 | 4,089 | 3,871 |
| 通知預金 | － | － | － |
| 定期預金 | － | － | － |
| 別段預金 | － | － | － |
| 合計 | 239 | 4,089 | 3,871 |

### (2) 商品有価証券
該当事項はありません。

### (3) 保有有価証券
該当事項はありません。

### (4) 保有有価証券利回り
該当事項はありません。

### (5) 有価証券の種類別の残存期間別残高
該当事項はありません。

### (6) 業種別保有株式の額
該当事項はありません。

### (7) 業種別貸付金残高
該当事項はありません。

### (8) 担保別貸付金残高
該当事項はありません。

### (9) 企業規模別貸付金残高
該当事項はありません。

### (10) 使途別貸付金残高
該当事項はありません。

### (11) 貸付金地域別内訳（企業向け融資）
該当事項はありません。

### (12) 貸付金残存期間別残高
該当事項はありません。

### (13) 国内企業向け貸付金残存期間別残高
該当事項はありません。

### (14) 劣後特約付貸付金残高
該当事項はありません。

### (15) 住宅関連融資
該当事項はありません。

### (16) 公共関係投融資（新規引受ベース）
該当事項はありません。

### (17) 各種ローン金利
該当事項はありません。

(18) 有形固定資産明細表

（単位：百万円）

| 区分＼年度 | 平成21年度（平成22年3月31日現在） | 平成22年度（平成23年3月31日現在） | 平成23年度（平成24年3月31日現在） |
|---|---|---|---|
| 土地 | － | － | － |
| 営業用 | － | － | － |
| 賃貸用 | － | － | － |
| 建物 | － | 11 | 11 |
| 営業用 | － | 11 | 11 |
| 賃貸用 | － | － | － |
| 建設仮勘定 | － | － | － |
| 営業用 | － | － | － |
| 賃貸用 | － | － | － |
| 合計 | － | 11 | 11 |
| 営業用 | － | 11 | 11 |
| 賃貸用 | － | － | － |
| リース資産 | － | － | － |
| その他の有形固定資産 | － | 30 | 27 |
| **有形固定資産合計** | **－** | **42** | **38** |

(19) 支払承諾の残高内訳

該当事項はありません。

(20) 支払承諾見返の担保別内訳

該当事項はありません。

(21) 長期性資産

該当事項はありません。

## 6．特別勘定に関する指標等

(1) 特別勘定資産残高

該当事項はありません。

(2) 特別勘定資産

該当事項はありません。

(3) 特別勘定の運用収支

該当事項はありません。

## 1. 財務諸表

### (1) 貸借対照表（資産の部）

（単位：百万円）

| 科目＼年度 | 平成22年度（平成23年3月31日現在） 金額 | 構成比 | 平成23年度（平成24年3月31日現在） 金額 | 構成比 | 比較増減 |
|---|---|---|---|---|---|
| （資産の部） | | % | | % | |
| **現金及び預貯金** | **4,089** | **94.50** | **3,871** | **78.47** | **△ 217** |
| 預貯金 | 4,089 | | 3,871 | | |
| **有形固定資産** | **42** | **0.98** | **38** | **0.78** | **△ 3** |
| 建物 | 11 | | 11 | | |
| その他の有形固定資産 | 30 | | 27 | | |
| **無形固定資産** | **42** | **0.97** | **187** | **3.79** | **144** |
| ソフトウェア | ― | | 187 | | |
| その他の無形固定資産 | 42 | | ― | | |
| **その他資産** | **153** | **3.55** | **836** | **16.96** | **683** |
| 未収保険料 | ― | | 9 | | |
| 未収金 | 7 | | 4 | | |
| 預託金 | 57 | | 57 | | |
| 仮払金 | 4 | | 15 | | |
| 保険業法第113条繰延資産 | 83 | | 750 | | |
| **資産の部合計** | **4,327** | **100.00** | **4,934** | **100.00** | **606** |

貸借対照表（負債及び純資産の部）

（単位：百万円）

| 科目＼年度 | 平成22年度（平成23年3月31日現在） 金額 | 構成比 | 平成23年度（平成24年3月31日現在） 金額 | 構成比 | 比較増減 |
|---|---|---|---|---|---|
| （負債の部） | | % | | % | |
| 保険契約準備金 | － | － | 61 | 1.24 | 61 |
| 支払備金 | － | | 15 | | |
| 責任準備金 | － | | 45 | | |
| その他負債 | 68 | 1.58 | 708 | 14.36 | 640 |
| 共同保険借 | － | | 144 | | |
| 再保険借 | － | | 13 | | |
| 外国再保険借 | － | | 494 | | |
| 未払法人税等 | 10 | | 1 | | |
| 預り金 | 0 | | 0 | | |
| 未払金 | 51 | | 45 | | |
| 仮受金 | － | | 1 | | |
| 資産除去債務 | 5 | | 5 | | |
| 退職給付引当金 | － | － | 0 | 0.01 | 0 |
| 賞与引当金 | － | － | 1 | 0.04 | 1 |
| 繰延税金負債 | 32 | 0.74 | 239 | 4.86 | 207 |
| 負債の部合計 | 100 | 2.32 | 1,011 | 20.50 | 911 |
| （純資産の部） | | | | | |
| 資本金 | 2,400 | 55.46 | 2,400 | 48.64 | － |
| 資本剰余金 | 2,100 | 48.53 | 2,100 | 42.56 | － |
| 資本準備金 | 2,100 | | 2,100 | | |
| 利益剰余金 | △ 272 | △6.31 | △ 577 | △11.71 | △ 304 |
| その他利益剰余金 | △ 272 | | △ 577 | | |
| 繰越利益剰余金 | △ 272 | | △ 577 | | |
| 株主資本合計 | 4,227 | 97.68 | 3,922 | 79.50 | △ 304 |
| 純資産の部合計 | 4,227 | 97.68 | 3,922 | 79.50 | △ 304 |
| 負債及び純資産の部合計 | 4,327 | 100.00 | 4,934 | 100.00 | 606 |

**（平成23年度 貸借対照表関係注記事項）**

1. 有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。

2. 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務は簡便法を採用しており、退職給付に係る期末自己都合要支給額を基準に算出した額を退職給付引当金に計上しております。

4. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

5. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は、仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

6. 当期の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計方針の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　平成21年12月4日）及び「会計方針の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月4日）を適用しております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額は34百万円であります。

8. 関係会社に対する金銭債権総額は4百万円、金銭債務総額は29百万円であります。

9. (1)　繰延税金資産の総額は246百万円であり、その発生原因別の主な内訳は、税法上の繰越欠損金237百万円、繰延資産償却限度超過額3百万円、少額資産減価償却超過額1百万円であります。なお、回収可能額に鑑み、繰延税金資産の総額246百万円から評価性引当額として全額を控除しており、繰延税金資産については貸借対照表に計上しておりません。
繰延税金負債の総額は239百万円であり、その発生原因別の主な内訳は、保険業法第113条繰延資産238百万円、資産除去債務1百万円であります。

   (2)　「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。
これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は主として従来の36.21%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.33%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.78%となりました。
この税率変更により、繰延税金負債及び法人税等調整額は33百万円減少し、当期純損失も同額減少しております。

10. 金融商品に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、保険業法に基づく損害保険事業を行っております。保有する資産は保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることを鑑み、安全性と流動性の確保を目的とした短期的な預貯金を中心の金融商品を活用し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は主として預貯金と未収保険料であります。預貯金は全て預金保険制度において全額保護対象の決済性普通預金であります。

未収保険料は、保険契約者等に対する短期の債権でありますが、債務不履行による信用リスクがあります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

未収保険料に係る信用リスクに関しては、毎月の債権回収状況を管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づいております。なお、市場価格がない場合には合理的に算定された価額によることとしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は保有しておりません。

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| ①預貯金 | 3,871 | 3,871 | — |
| ②未収保険料 | 9 | 9 | — |
| 資産計 | 3,880 | 3,880 | — |

（注） 金融商品の時価の算定方法

① 預貯金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 未収保険料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

11. (1) 支払備金の内訳は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 支払備金（出再支払備金控除前） | 31百万円 |
| 同上にかかる出再支払備金 | 15百万円 |
| 差引 | 15百万円 |

(2) 責任準備金の内訳は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 普通責任準備金（出再責任準備金控除前） | 448百万円 |
| 同上にかかる出再責任準備金 | 405百万円 |
| 差引（イ） | 43百万円 |
| その他の責任準備金（ロ） | 2百万円 |
| 計（イ＋ロ） | 45百万円 |

12. 1株当たりの純資産額は43,582円66銭であります。
算定上の基礎である普通株式に係る当期末の純資産額は3,922百万円、当期末の普通株式の数は90,000株であります。

13. 重要な後発事象に関する事項は、次のとおりであります。
当社は、平成24年4月24日開催の取締役会において、CSデスク株式会社（当社の親会社のあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の子会社）の資産譲受けに関する基本合意書を締結することを決議しました。また、当該基本合意書に基づき同年4月27日付で、同社と「資産譲渡契約書」及び「業務委託契約の終了に関する覚書」を締結いたしました。
その主な内容は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 資産譲受の背景 | 当社の基幹システム（バックシステム）及びコールセンター（お客様サポートデスク）機能を提供しているCSデスク株式会社が、業務終了（平成24年6月30日予定）となることに伴い、同社のシステム資産を譲受けることにしました。 |
| 譲受対象資産 | CSデスク株式会社所有のシステム資産<br>ソフトウェア（アプリ5個、アプリ以外58個）<br>ハードウェア（サーバ32台、サーバ以外53台） |
| 譲受の時期 | 平成24年6月30日の業務終了後 |
| 譲受資産の価額 | 556百万円 |
| 業務委託契約の終了 | 平成23年5月24日付でCSデスク株式会社と締結した業務委託契約の終期を平成24年6月30日に変更し、以後延長しない。<br>なお、CSデスク株式会社は業務委託契約の終了に際し、当社に清算金50百万円を支払う。 |

14. 保険業法第113条前段の規定により、資産の部に計上した金額は750百万円であります。なお、償却方法は、法令及び定款の規定によっております。

15. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

（単位：百万円）

| 科目＼年度 | 平成22年度（平成22年4月 1日から 平成23年3月31日まで） | 平成23年度（平成23年4月 1日から 平成24年3月31日まで） | 比較増減 |
|---|---|---|---|
| 経常収益 | 5 | 77 | 71 |
| 保険引受収益 | ― | 77 | 77 |
| 正味収入保険料 | ― | 77 | 77 |
| その他経常収益 | 5 | 0 | △ 5 |
| 経常費用 | 235 | 172 | △ 63 |
| 保険引受費用 | ― | 124 | 124 |
| 正味支払保険金 | ― | 6 | 6 |
| 損害調査費 | ― | 84 | 84 |
| 諸手数料及び集金費 | ― | △ 28 | △ 28 |
| 支払備金繰入額 | ― | 15 | 15 |
| 責任準備金繰入額 | ― | 45 | 45 |
| 営業費及び一般管理費 | 319 | 714 | 394 |
| その他経常費用 | 9 | 94 | 85 |
| 保険業法第113条繰延資産償却費 | 9 | 93 | 84 |
| その他の経常費用 | ― | 1 | 1 |
| 保険業法第113条繰延額 | △ 92 | △ 760 | △ 667 |
| 経常損失 | 230 | 94 | 135 |
| 特別利益 | ― | ― | ― |
| 特別損失 | ― | ― | ― |
| 税引前当期純損失 | 230 | 94 | 135 |
| 法人税及び住民税 | 0 | 2 | 1 |
| 法人税等調整額 | 32 | 207 | 175 |
| 法人税等合計 | 33 | 209 | 176 |
| 当期純損失 | 263 | 304 | △ 41 |

**（平成23年度 損益計算書関係注記事項）**

1. 関係会社との取引による収益総額は32百万円、費用総額は403百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 収入保険料 | 517百万円 |
| 支払再保険料 | 440百万円 |
| 差引 | 77百万円 |

(2) 正味支払保険金の内訳は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 支払保険金 | 13百万円 |
| 回収再保険金 | 6百万円 |
| 差引 | 6百万円 |

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 支払諸手数料及び集金費 | 9百万円 |
| 出再保険手数料 | 37百万円 |
| 差引 | △ 28百万円 |

(4) 支払備金繰入額の内訳は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 支払備金繰入額（出再支払備金控除前） | 31百万円 |
| 同上にかかる出再支払備金繰入額 | 15百万円 |
| 差引 | 15百万円 |

(5) 責任準備金繰入額の内訳は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前） | 448百万円 |
| 同上にかかる出再責任準備金繰入額 | 405百万円 |
| 差引（イ） | 43百万円 |
| その他の責任準備金繰入額（ロ） | 2百万円 |
| 計（イ＋ロ） | 45百万円 |

3. 1株当たりの当期純損失は3,385円01銭であります。
算定上の基礎である普通株式に係る当期純損失は304百万円、普通株式の期中平均株式数は90,000株であります。

4. 関連当事者との取引は、以下のとおりであります。

| 種類 | 会社名（住　所） | 資本金（百万円） | 事業の内容 | 議決権等の被所有割合（%） | 関連当事者との関係 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 |
| 親会社 | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（東京都渋谷区） | 100,005 | 損害保険業 | 66.6 | 出向　2人 | 当社への出資 |
| | | 取引内容 | | 取引金額（百万円） | 科目 | 期末残高（百万円） |
| | | 再保険取引 | | 32 | 出再手数料等 | — |
| | | | | 57 | 出再保険料等 | 13 |

5. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

| 科目 ＼ 年度 | 平成22年度（平成22年4月 1日から 平成23年3月31日まで） | 平成23年度（平成23年4月 1日から 平成24年3月31日まで） |
|---|---|---|
| **営業活動によるキャッシュ・フロー** | | |
| 税引前当期純損失 | 230 | △ 94 |
| 減価償却費 | 8 | 55 |
| 支払備金の増減額（△は減少） | ― | 15 |
| 責任準備金等の増減額（△は減少） | ― | 45 |
| 退職給付引当金の増減額（△は減少） | ― | 0 |
| 賞与引当金の増減額（△は減少） | ― | 1 |
| その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加） | △ 12 | △ 16 |
| その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少） | 34 | 640 |
| その他（保険業法第113条繰延資産（△は増加）） | △ 83 | △ 666 |
| **小　　計** | **△ 283** | **△ 18** |
| 法人税等の支払額 | 0 | 2 |
| **営業活動によるキャッシュ・フロー** | △ 284 | △ 21 |
| **投資活動によるキャッシュ・フロー** | | |
| **（営業活動及び資産運用活動計）** | **（ △ 284 ）** | **（ △ 21 ）** |
| 有形固定資産の取得による支出 | 24 | △ 21 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 42 | △ 174 |
| **投資活動によるキャッシュ・フロー** | △ 66 | △ 196 |
| **財務活動によるキャッシュ・フロー** | | |
| 株式の発行による収入 | 4,200 | ― |
| **財務活動によるキャッシュ・フロー** | 4,200 | ― |
| **現金及び現金同等物に係る換算差額** | ― | ― |
| **現金及び現金同等物の増減額（△は減少）** | 3,849 | △ 217 |
| **現金及び現金同等物期首残高** | 239 | 4,089 |
| **現金及び現金同等物期末残高** | 4,089 | 3,871 |

**（平成23年度 キャッシュ・フロー計算書関係注記事項）**

1. 現金及び現金同等物の期末残高は、貸借対照表の預貯金の金額であります。

2. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(4)貸借対照表の推移（資産の部）

（単位：百万円）

| 科目＼年度 | 平成21年度（平成22年3月31日現在） | 平成22年度（平成23年3月31日現在） | 平成23年度（平成24年3月31日現在） |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | | |
| **現金及び預貯金** | **239** | **4,089** | **3,871** |
| 預貯金 | 239 | 4,089 | 3,871 |
| **有形固定資産** | **－** | **42** | **38** |
| 建物 | － | 11 | 11 |
| その他の有形固定資産 | － | 30 | 27 |
| **無形固定資産** | **－** | **42** | **187** |
| ソフトウェア | － | － | 187 |
| その他の無形固定資産 | － | 42 | － |
| **その他資産** | **57** | **153** | **836** |
| 未収保険料 | － | － | 9 |
| 未収金 | 0 | 7 | 4 |
| 預託金 | 56 | 57 | 57 |
| 仮払金 | － | 4 | 15 |
| 保険業法第113条繰延資産 | － | 83 | 750 |
| その他の資産 | 0 | － | － |
| **資産の部合計** | **4,327** | **4,327** | **4,934** |

貸借対照表の推移（負債及び純資産の部）

（単位：百万円）

| 科目＼年度 | 平成21年度（平成22年3月31日現在） | 平成22年度（平成23年3月31日現在） | 平成23年度（平成24年3月31日現在） |
|---|---|---|---|
| （負債の部） | | | |
| 保険契約準備金 | ― | ― | 61 |
| 支払備金 | ― | ― | 15 |
| 責任準備金 | ― | ― | 45 |
| その他負債 | 6 | 68 | 708 |
| 共同保険借 | ― | ― | 144 |
| 再保険借 | ― | ― | 13 |
| 外国再保険借 | ― | ― | 494 |
| 未払法人税等 | 0 | 10 | 1 |
| 預り金 | 0 | 0 | 0 |
| 未払金 | 6 | 51 | 45 |
| 仮受金 | ― | ― | 1 |
| 資産除去債務 | ― | 5 | 5 |
| 退職給付引当金 | ― | ― | 0 |
| 賞与引当金 | ― | ― | 1 |
| 繰延税金負債 | ― | 32 | 239 |
| 負債の部合計 | 6 | 100 | 1,011 |
| （純資産の部） | | | |
| 資本金 | 300 | 2,400 | 2,400 |
| 資本剰余金 | ― | 2,100 | 2,100 |
| 資本準備金 | ― | 2,100 | 2,100 |
| 利益剰余金 | △ 9 | △ 272 | △ 577 |
| その他利益剰余金 | △ 9 | △ 272 | △ 577 |
| 繰越利益剰余金 | △ 9 | △ 272 | △ 577 |
| 株主資本合計 | 290 | 4,227 | 3,922 |
| 純資産の部合計 | 290 | 4,227 | 3,922 |
| 負債及び純資産の部合計 | 297 | 4,327 | 4,934 |

(5) 損益計算書の推移

（単位：百万円）

| 科目＼年度 | 平成21年度（平成22年2月23日から平成22年3月31日まで） | 平成22年度（平成22年4月 1日から平成23年3月31日まで） | 平成23年度（平成23年4月 1日から平成24年3月31日まで） |
|---|---|---|---|
| 経常収益 | 5 | 5 | 77 |
| 保険引受収益 | ― | ― | 77 |
| 正味収入保険料 | ― | ― | 77 |
| その他経常収益 | 5 | 5 | 0 |
| 経常費用 | 235 | 235 | 172 |
| 保険引受費用 | ― | ― | 124 |
| 正味支払保険金 | ― | ― | 6 |
| 損害調査費 | ― | ― | 84 |
| 諸手数料及び集金費 | ― | ― | △ 28 |
| 支払備金繰入額 | ― | ― | 15 |
| 責任準備金繰入額 | ― | ― | 45 |
| 営業費及び一般管理費 | 319 | 319 | 714 |
| その他経常費用 | 9 | 9 | 94 |
| 保険業法第113条繰延資産償却費 | 9 | 9 | 93 |
| その他の経常費用 | ― | ― | 1 |
| 保険業法第113条繰延額 | △ 92 | △ 92 | △ 760 |
| 経常損失 | 230 | 230 | 94 |
| 特別利益 | ― | ― | ― |
| 特別損失 | ― | ― | ― |
| 税引前当期純損失 | 230 | 230 | 94 |
| 法人税及び住民税 | 0 | 0 | 2 |
| 法人税等調整額 | 32 | 32 | 207 |
| 法人税等合計 | 33 | 33 | 209 |
| 当期純損失 | 263 | 263 | 304 |

(6) 1株当たり配当等

（単位：百万円）

| 項目＼年度 | | 平成21年度（平成22年2月23日から平成22年3月31日まで） | 平成22年度（平成22年4月 1日から平成23年3月31日まで） | 平成23年度（平成23年4月 1日から平成24年3月31日まで） |
|---|---|---|---|---|
| 利益に関する諸指標 | 1株当たり配当額 | ― | ― | ― |
| | 1株当たり当期純損失 | 1,560.05円 | 5,477.48円 | 3,385.01円 |
| | 配当性向 | ―％ | ―％ | ―％ |
| 1株当たり純資産額 | | 48,439.94円 | 46,967.67円 | 43,582.66円 |
| 従業員一人当たり総資産 | | 22 | 94 | 112 |

（注）1. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 平成21年度、平成22年度及び平成23年度の配当性向については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

(7) 株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

| 科目＼年度 | 平成22年度（平成22年4月 1日から 平成23年3月31日まで） | 平成23年度（平成23年4月 1日から 平成24年3月31日まで） |
|---|---|---|
| **株主資本** | | |
| **資本金** | | |
| 当期首残高 | 300 | 2,400 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 2,100 | ― |
| 当期変動額合計 | 2,100 | ― |
| 当期末残高 | 2,400 | 2,400 |
| **資本剰余金** | | |
| **資本準備金** | | |
| 当期首残高 | ― | 2,100 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 2,100 | ― |
| 当期変動額合計 | 2,100 | ― |
| 当期末残高 | 2,100 | 2,100 |
| **資本剰余金合計** | | |
| 当期首残高 | ― | 2,100 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 2,100 | ― |
| 当期変動額合計 | 2,100 | ― |
| 当期末残高 | 2,100 | 2,100 |
| **利益剰余金** | | |
| **その他利益剰余金** | | |
| **繰越利益剰余金** | | |
| 当期首残高 | △ 9 | △ 272 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | △ 263 | △ 304 |
| 当期変動額合計 | △ 263 | △ 304 |
| 当期末残高 | △ 272 | △ 577 |
| **利益剰余金合計** | | |
| 当期首残高 | △ 9 | △ 272 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | △ 263 | △ 304 |
| 当期変動額合計 | △ 263 | △ 304 |
| 当期末残高 | △ 272 | △ 577 |
| **株主資本合計** | | |
| 当期首残高 | 290 | 4,227 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 4,200 | ― |
| 当期純利益 | △ 263 | △ 304 |
| 当期変動額合計 | 3,936 | △ 304 |
| 当期末残高 | 4,227 | 3,922 |
| **純資産合計** | | |
| 当期首残高 | 290 | 4,227 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 4,200 | ― |
| 当期純利益 | △ 263 | △ 304 |
| 当期変動額合計 | 3,936 | △ 304 |
| 当期末残高 | 4,227 | 3,922 |

**（平成23年度 株主資本等変動計算書関係注記事項）**

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

| | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 90,000 | — | — | 90,000 |

2. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## 2．リスク管理債権

該当事項はありません。

## 3．債務者区分に基づいて区分された債権

該当事項はありません。

## 4．保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

| 区　分 | 平成22年度（平成23年3月31日現在）旧基準 | 平成23年度（平成24年3月31日現在）現行基準 | 平成22年度（平成23年3月31日現在）【参考】現行基準 |
|---|---|---|---|
| （A）単体ソルベンシー・マージン総額 | 4,143 | 3,174 | 4,143 |
| 資本金又は基金等 | 4,143 | 3,171 | 4,143 |
| 価格変動準備金 | － | － | － |
| 危険準備金 | － | － | － |
| 異常危険準備金 | － | 2 | － |
| 一般貸倒引当金 | － | － | － |
| その他有価証券の評価差額（税効果控除前） | － | － | － |
| 土地の含み損益 | － | － | － |
| 払戻積立金超過額 | － | － | － |
| 負債性資本調達手段等 | － | － | － |
| 払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額 | | －<br>－ | － |
| 控除項目 | － | － | － |
| その他 | － | － | － |
| （B）単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$ | 42 | 46 | 42 |
| 一般保険リスク（R1） | － | 7 | － |
| 第三分野保険の保険リスク（R2） | － | － | － |
| 予定利率リスク（R3） | － | － | － |
| 資産運用リスク（R4） | 40 | 44 | 40 |
| 経営管理リスク（R5） | 1 | 1 | 1 |
| 巨大災害リスク（R6） | － | － | － |
| 単体ソルベンシー・マージン比率［(A)/{(B)×1/2}］×100 | 19,674.3% | 13,536.4% | 19,674.3% |

（注）「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成８年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

なお、「現行基準」は平成22年内閣府令第23号及び平成23年内閣府令第11号、並びに平成22年金融庁告示第48号、平成23年金融庁告示第24号及び平成24年金融庁告示第33号（平成24年3月31日から適用）の改正内容を反映した基準であり、「旧基準」とは当該改正内容を反映前の基準です。

＜単体ソルベンシー・マージン比率について＞

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」（上表の(B)）に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：上表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」であります。単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成 23 年度末（平成 24 年 3 月 31 日）から算出にかかる法令等が改正されています。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

① 保険引受上の危険（一般保険リスク）、（第三分野保険の保険リスク）：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く。）

② 予定利率上の危険（予定利率リスク）：実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険

③ 資産運用上の危険（資産運用リスク）：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

④ 経営管理上の危険（経営管理リスク）：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの

⑤ 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

・「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」（単体ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつでありますが、その数値が 200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

## 5．時価情報等

該当事項はありません。

## 6．監査法人による監査の状況

当社は、会社法第436条第2項1号の規定に基づき、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

# 会社概況

沿革 …… 78
主要な業務、株式の状況 …… 79
役員の状況 …… 81
従業員の状況 …… 82
設備の状況 …… 83
会社の組織 …… 84

# 沿革

## au損保の沿革

| | |
|---|---|
| 2010年2月 | あいおい損害保険株式会社（現 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）とKDDI株式会社の共同出資によりモバイル損保設立準備株式会社として設立。資本金3億円 |
| 2010年9月 | 増資（資本金24億円、資本準備金21億円） |
| 2011年2月 | 損害保険業の免許を取得 |
| 2011年3月 | 社名を「au損害保険株式会社」に変更 |
| 2011年5月 | 営業開始（「開業記念 自転車プラン」、「Myスマート保険（スタンダード傷害保険）」、「Myスマート保険once（国内旅行傷害保険）」発売） |
| 2011年7月 | 「自転車ワイドプラン」発売 |
| 2011年11月 | 「Myスマート保険world（海外旅行保険）」発売 |

# 主要な業務、株式の状況

## １．主要な業務

●損害保険事業

・保険の引受
当社は傷害保険および費用・利益保険の引受けを行っています

## ２．株式基本事項

| | |
|---|---|
| 事　業　年　度 | ４月１日から翌年３月３１日まで |
| 定時株主総会 | 毎年６月 |
| 基　　準　　日 | |
| 期末配当金 | ３月３１日 |
| 株主名簿管理人 | なし |
| 広 告 の 方 法 | 電子広告により行います。ただし、電子広告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。 |
| 上場証券取引所 | なし |

## ３．株主総会議案

（１）平成２３年６月３０日開催第２回定時株主総会の報告事項及び決議事項は次のとおりです。
＜報告事項＞ 平成２２年度（自平成２２年４月１日至平成２３年３月３１日）
事業報告及び計算書類報告の件
＜決議事項＞
第１号議案　取締役６名選任の件
上記議案は原案のとおり承認可決されました。

（２）平成２４年３月２７日開催臨時株主総会の決議事項は次のとおりです。
＜決議事項＞
第１号議案　取締役１名選任の件
上記議案は原案のとおり承認可決されました。

（３）平成２４年６月２７日開催第３回定時株主総会の報告事項及び決議事項は次のとおりです。
＜報告事項＞ 平成２３年度（自平成２３年４月１日至平成２４年３月３１日）
事業報告及び計算書類報告の件
＜決議事項＞
第１号議案　取締役２名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件
上記議案は原案のとおり承認可決されました。

## ４．大株主の状況

（平成24年3月31日現在）

| 氏名または名称 | 住　　所 | 所有株式数（株） | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%） |
|---|---|---|---|
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号 | 59,940 | 66.6 |
| KDDI株式会社 | 東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号ガーデンエアタワー | 30,060 | 33.4 |
| 計 | ― | 90,000 | 100.0 |

## ５．発行済株式総数、資本金等の推移

| 年月日 | 発行済株式総数 | | 資本金 | | 資本準備金 | | 適用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 増減数 | 残高 | 増減額 | 残高 | 増減額 | 残高 | |
| 平成21年2月23日 | 6千株 | 6千株 | 3億円 | 3億円 | ― | ― | モバイル損保設立準備株式会社設立 |
| 平成21年9月30日 | 84千株 | 90千株 | 21億円 | 24億円 | 21億円 | 21億円 | |

# 役員の状況

## 1．取締役

（平成24年7月1日現在）

| 役職名 | 氏名 | 担当業務および兼務の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | しまだ　のぶゆき<br>島田　信之 | 内部監査部 |
| 代表取締役副社長 | たなか　ひでお<br>田中　秀夫 | 人事総務部、お客様サービス部 |
| 専務取締役 | やなぎ　やすゆき<br>柳　保幸 | 営業企画部、経理部、商品開発部、事務システム部 |
| 取締役経営企画部長 | えんどう　としあき<br>遠藤　敏彰 | 経営企画部、損害サービス部、コンプライアンス部 |
| 取締役（社外） | かげやま　あきら<br>景山　晃 | （あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 事業企画部長） |
| 取締役（社外） | いしつき　たかし<br>石月　貴史 | （KDDI株式会社 新規ビジネス推進本部 事業開発部副部長） |

## 2．監査役

（平成24年7月1日現在）

| 役職名 | 氏名 | 担当業務および兼務の状況 |
|---|---|---|
| 常勤監査役 | さいき　たつお<br>斎木　達夫 | |
| 監査役（社外） | いしもと　けいじ<br>石本　圭司 | （KDDI株式会社 コーポレート統括本部 経営管理本部 グループ事業管理部担当部長） |
| 監査役（社外） | くぎみや　りょうたろう<br>釘宮　亮太郎 | （株式会社しんあいコーポレーション監査役、あいおいNDIサポートBOX監査役） |

# 従業員の状況

## １．従業員の状況・平均給与

（平成24年3月31日現在）

| 従業員数（名） | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） | 平均年間給与（千円） |
|---|---|---|---|
| 44 | 45.1 | 1.5 | 3,814 |

注１．従業員は就業人員です。
注２．平均年間給与は、賞与および時間外手当を含んでいます。当社に出向している社員は除いています。

## ２．採用方針

当社はベンチャー企業、モバイル企業として積極的な人材採用を行います。
事業の拡大と共に、担当する業務内容や範囲も大きく変化するため、「新しい業務でも積極的に携わりたい」という人材を特に求めています。

## ３．研修

当社では、将来を担う人材の育成のために、研修やOJTなどにより、早期に損害保険会社・モバイル企業の社員に相応しい業務力・対応力の習得を図ります。
〔保険募集人資格取得、保険・通信業界研修、コンプライアンス研修等〕

## ４．福利厚生

社会保険等の福利厚生制度の他、社員慶弔見舞金、災害補償制度、育児、介護休暇制度等を整備しています。

# 設備の状況

## 主要な設備の状況

（平成24年3月31日現在）

| 店名（所在地） | 事業の種類別 | 従業員数（人） | 貸借料（百万円） |
|---|---|---|---|
| 本店（東京都港区） | 損害保険事業 | 44 | 60 |

## 本社機構

（平成24年7月1日現在）

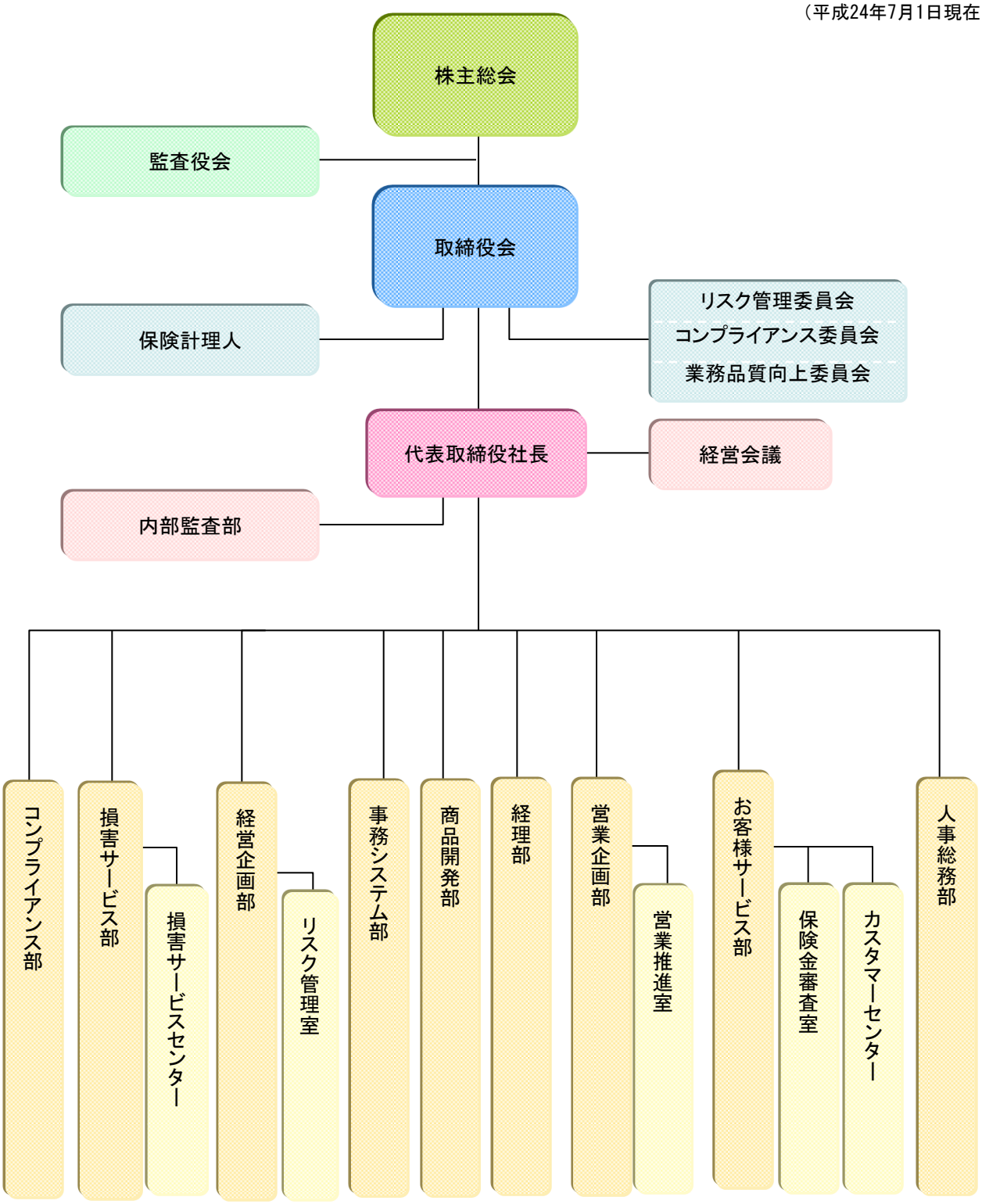

## 店舗一覧

該当事項はありません。

## 損害サービス拠点一覧

| au損保 | 所 在 地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 損害サービスセンター | 〒105-6026　東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラストタワー26F | 03-6365-8855 |
| 札幌駐在 | 〒060-8553　北海道札幌市北区北7条西5-5-3 | 011-728-1642 |
| 盛岡駐在 | 〒020-0026　岩手県盛岡市開運橋通3-47 | 019-652-2573 |
| 仙台駐在 | 〒980-0013　宮城県仙台市青葉区花京院1-1-10 | 022-211-4075 |
| 静岡駐在 | 〒420-0034　静岡県静岡市葵区常磐町1-7-5 | 054-254-8216 |
| 名古屋駐在 | 〒460-8672　愛知県名古屋市中区千代田5-7-5 | 052-252-2579 |
| 京都駐在 | 〒604-8162　京都府京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル七観音町643 | 075-221-7170 |
| 大阪駐在 | 〒530-8555　大阪府大阪市北区西天満4-15-10 | 06-6363-3309 |
| 神戸駐在 | 〒650-0037　兵庫県神戸市中央区明石町19 | 078-391-7118 |
| 金沢駐在 | 〒920-0906　石川県金沢市十間町5番地 | 076-264-7814 |
| 岡山駐在 | 〒700-8571　岡山県岡山市北区中央町3-19 | 086-226-5938 |
| 広島駐在 | 〒730-0042　広島県広島市中区国泰寺町1-8-13 | 082-243-7792 |
| 高松駐在 | 〒760-0008　香川県高松市中野町29-5 | 087-835-5524 |
| 福岡駐在 | 〒810-0041　福岡県福岡市中央区大名2-6-36 | 092-771-1323 |
| 熊本駐在 | 〒860-0017　熊本県熊本市練兵町56-1 | 096-353-7151 |

※駐在先はあいおいニッセイ同和損保の各地のサービスセンター内です

# 損害保険用語の解説（五十音順）

**契約者**

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人を言います。保険契約が成立すれば、保険料の支払い義務を負います。

**告知義務**

保険を契約する際に、危険に関する重要な事項として、保険会社が告知を求めたものについて事実を正確にお申し出いただく義務のことです。

この重要な事項について事実と異なることを申し出た場合、保険契約が無効となったり、契約が解除されることがあります。

**再保険**

保険会社が元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分を別の保険会社に転嫁する事です。

これは、保険経営に不可欠な大数の法則が働くために同質の危険を数多く集める必要があり、危険の平均化が十分に行われなければならないためです。

**再保険料・受再保険料**

保険会社が、締結する再保険契約に基づき、他の保険会社に支払う保険料のことを再保険料と言います。逆に、他の保険会社から受け取る保険料のことを受再保険料と言います。

**支払備金**

決算日までに発生した保険事故の保険金のうち、未払いのものについて、保険金支払いに充てるために積み立てる準備金のことを言います。

**正味収入保険料**

元受保険料および受再保険料収入から再保険料・返れい金を控除し、さらに、積立保険（貯蓄型保険）に係る積立保険料を控除したものを言います。

**事業費**

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」「営業費及び一般管理費」「諸手数料および集金費」を総称して言います。

**責任準備金**

将来生じうる保険契約上の債務に対して保険会社が積み立てる準備金を言います。これには、決算期後に残された保険期間に備えて積み立てる「普通責任準備金」と異常災害損失に備えて積み立てる「異常危険準備金」のほか、積立保険（貯蓄型保険）においては、満期返れい金、契約者配当金としてお返しすべき、保険料中の払い戻し部分、およびその運用益を積み立てる「払戻積立金」「契約者配当準備金」があります。

**（損害）てん補**

保険事故によって生じた損害に対し保険会社が保険金を支払うことを言います。

**損害保険募集人一般試験**

損害保険の募集に初めて従事する方（これから代理店登録または募集人届出をする方）、および既に代理店登録または募集人届出をしている方を対象に、一般社団法人日本損害保険協会が損害保険業界共通で主催・実施する試験です。

損害保険の基礎やコンプライアンスなどに関する基礎単位と、「自動車保険」「火災保険」「傷害疾病保険」に関する各単位の計4単位により構成され、単位ごとに５年の更新制となっています。

**損害保険料率算出機構**

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく料率算定団体であり、平成１４年７月に、損害保険料率算定会（昭和２３年設立）と自動車保険料率算定会（昭和３９年設立）が統合し設立されました。火災保険、傷害保険、自動車保険等の参考純率、自動車損害賠償責任保険および地震保険の基準料率の算出を主要な業務としています。

**損害率**

収入保険料に対する支払った保険金の割合です。保険会社の経営分析や、保険料率の算出に用いられています。通常は、実際に支払った保険金に損害調査費を加えたものを、実際に領収した保険料で除した割合をさします。

**大数の法則**

サイコロを振って１の目の出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど６分の１に近づいていきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればその事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則と言います。

個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

**通知義務**

ご契約後や保険期間の中途に、ご契約の条件を変更しなければならないような事実が保険の対象などに生じるとき、ご契約者または被保険者が保険会社に連絡しなければならない義務のことです。

**被保険者**
保険の補償を受ける人、または補償の対象となる人のことです。ご契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

**保険期間**
保険のご契約期間、すなわち保険契約において保険会社が責任を負う期間です。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、通常は、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないと定められています。

**保険金**
保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が支払う金銭のことです。

**保険金額**
ご契約金額のことであり、保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額です。その金額は、ご契約者と保険会社との保険契約によって定めます。

**保険契約準備金**
保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

**保険契約の解約・解除**
ご契約者または保険会社の一方の意思表示によって、契約の効力をなくすことを言います。なお、多くの保険約款においては、解約・解除は契約の当初まで遡らず、将来に向かってのみ効力を生ずるものとされています。

**保険契約の失効**
一定の条件に該当することにより自動的に保険契約が効力を失い終了することを言います。具体的な例としては、保険契約を結んだ後、保険金のお支払対象とならない事由で保険の対象（たとえば火災保険における建物）の全部が滅失したときや保険期間中にご契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によって危険が著しく増加したときなどには、保険契約は効力を失います。

**保険始期日**
保険期間の初日、すなわち保険契約の補償の開始日を言います。通常は保険始期日以降に発生した事故であっても保険料が支払われていないときには保険金は支払われませんので、注意が必要です。

**保険事故**
保険契約において保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実を言います。

**保険引受利益**
保険会社の固有業務である保険引受業務に係る損益指標です。

**保険約款**
保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・除外する特約とがあります。

**保険料**
ご契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことです。保険契約の申込みをしても、保険料の支払いがなければ、補償されません。

**免責条項**
保険金をお支払いできない場合について定めた条項のことを言います。保険約款の条文に「保険金をお支払いできない場合」や「補償しない損害」などの見出しがつけられています。

**元受保険料**
保険会社がご契約者から直接引き受けた保険契約を元受契約と言い、その契約によって領収する保険料のことを言います。

# MEMO

au 損害保険株式会社

〒105-6026　東京都港区虎ノ門 4-3-1
http://www.au-sonpo.co.jp/pc/
TEL：03-5777-7373（大代表）